

No.1 ○豊明市議会定例会9月定例会月議会会議録(第3号)

平成24年9月4日

1. 出席議員

| | | | | | |
|-----|--------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 川上 裕 | 議員 | 2番 | 毛受 明宏 | 議員 |
| 3番 | 近藤 郁子 | 議員 | 4番 | 近藤 善人 | 議員 |
| 5番 | 藤江 真理子 | 議員 | 6番 | 早川 直彦 | 議員 |
| 7番 | 近藤 千鶴 | 議員 | 8番 | 一色 美智子 | 議員 |
| 9番 | 三浦 桂司 | 議員 | 10番 | 杉浦 光男 | 議員 |
| 11番 | 近藤 恵子 | 議員 | 12番 | 山盛 左千江 | 議員 |
| 13番 | 平野 龍司 | 議員 | 14番 | 平野 敬祐 | 議員 |
| 15番 | 村山 金敏 | 議員 | 16番 | 安井 明 | 議員 |
| 17番 | 伊藤 清 | 議員 | 18番 | 堀田 勝司 | 議員 |
| 19番 | 月岡 修一 | 議員 | 20番 | 前山 美恵子 | 議員 |

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

| | | | |
|---------|----------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 成田 宏 君 | 議事課長 | 松林 淳 君 |
| 議事課長補佐 | 石川 晃二 君 | 議事担当係長 | 馬場 秀樹 君 |
| 兼庶務担当係長 | | | |
| 専門員 | 出口 実紀枝 君 | | |

4. 説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|--------|----------|---------|----------|
| 市長 | 石川 英明 君 | 副市長 | 小浮 正典 君 |
| 教育長 | 後藤 学 君 | 参事兼 | 神谷 巳代志 君 |
| | | 市民生活部長兼 | |
| | | 健康福祉部長 | |
| 行政経営部長 | 伏屋 一幸 君 | 経済建設部長 | 横山 孝三 君 |
| 消防長 | 成田 泰彦 君 | 教育部長 | 津田 潔 君 |
| 秘書政策課長 | 鈴木 美智雄 君 | 財政課長 | 吉井 徹也 君 |
| 総務防災課長 | 相羽 喜次 君 | 高齢者福祉課長 | 原田 一也 君 |

| | | | |
|----------|-------|----------------|-------|
| 医療健康課長 | 加藤賢司君 | 都市計画課長 | 野村芳明君 |
| 環境課長 | 土屋正典君 | 会計管理者 兼出納室長 | 深谷義己君 |
| 監査委員事務局長 | 前田鑛君 | | |

5. 議事日程

(1) 一般質問

| | |
|-------|----|
| 杉浦光男 | 議員 |
| 近藤千鶴 | 議員 |
| 前山美恵子 | 議員 |
| 近藤恵子 | 議員 |
| 毛受明宏 | 議員 |

6. 本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(安井明議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員20名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に10番 杉浦光男議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○10番(杉浦光男議員)

議長よりご指名をいただきましたので、質問をさせていただきます。

小浮副市長が中心に答えていただければ幸いです。

まず、豊明市政の財政状況です。

ただ数値だけならば、予算書、決算書等を見ればわかることですが、その数値をいかに読み取り、今後いかに行財政運営をなすかが重要な課題であります。

私なりに数値を少し見てみますと、財政健全化法に基づく4つの財政指標、すなわち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、それから将来負担比率等は健全化の基準を下回り、早期健全化基準にも該当しなく、この数値で見ると限りにおいては、一応

健全性を示しているというふうに考えることができます。

23年度普通会計決算における数値の2～3を見てみますと、経常収支比率は83.4%、財政力指数、単年度で0.87、公債費比率は5.90。

また、歳入の中で、自主財源の中で、その中心をなす市税の動向は、ここ数年横ばい、あるいは減少傾向にあると言ってもいいかと思います。

ちなみに、23年度決算における人口1人当たりの市税について、近隣の市と比べて見てみますと、まず豊明市が14万8,000、日進が16万1,000、大府が18万8,000、知立が16万8,000です。

これらのことから、私なりに過去を少し振り返って考察してみますと、過去の相羽市政の4年間は、小中学校の校舎等の耐震化を中心に、他のことは我慢しようと、そういうことで緊縮財政であったと考えます。

よい意味では、身の丈に合った財政経営ではなかったかと思っております。そして、現在に至っているのが現状ではなかろうかと思えます。

現石川市長のマニフェストの6本柱の1つに財源をつくる。持続的、安定的な行財政運営を行うには、まず財源確保が重要な課題であります。

そこで小浮副市長に、財源確保の具体策について、いろいろ困難な課題はあろうかと思えますが、お考えの一端でもいいですので、見せていただいたらありがたいと思えます。

税収を増やさずしてパイの奪い合いでは、財政運営の限界があります。

扶助費は年々増加します。これは数字を見なくても、社会的な常識でもわかる範囲ではなかろうかと思えます。

医療費の増大、あるいは生活保護のような扶助費等、確実に増えていくのではなかろうかと、私は考えます。

財源の確保、それも恒久的な財源確保がどうしても必要です。その方法はあるでしょうか。

かなり難しい課題だと思いますが、言葉で言えば、人口を増やして市民税を払っていただく。優良企業に来ていただいて、法人市民税あるいは固定資産税を払っていただく。土地を新しく開発し固定資産税をいただく、また市民税をいただくという、こういうことは言葉の上では、あるいは思想的には、観念的には考えることができます。このあたりをどのようにお考えでしょうか。

3つ目、「子どもの教育環境日本一」。

市長のマニフェストの中にもございますが、私も以前のこの場で質問をさせていただきました。

教育を考える場合には、まず切り口として、切り込み方として、全人教育的に、知育、徳育、体育、いわゆる知、徳、体。それにもう一つ、私はプラスをして食育を加えています。

石川市長のマニフェストである子どもの教育環境日本一の課題は、私が言いました知、徳、体、食、この中に多く登場してきます。

いずれにしても、環境日本一をつくるという決意ですので、それなりの施策を打っていただいて、議会も協力をし、ともにすばらしい豊明の子どもたちをつくらなくてはなりません。

本年度は、教員補助、特別支援員等の人的支援について、緊急雇用職員を引き揚げたにもかかわらず、23年度同様、同じように配置していただき、感謝をしております。

校舎等の耐震化についても、相羽市政から引き続き取り組んでいただいています。今後は、非構造物部材についての耐震化もしていかななくてはならないと考えています。

食育については、地産地消を少しでも取り入れた給食、食の安全、生産者への感謝と、ハード面、ソフト面等々、重要かつ大切な課題を持っております。

副市長は、新しい視点で、教育環境日本一に向けての取り組みの先頭に立っていただきたいと考えております。

最後に、副市長の就任のときにご挨拶をいただきました。職員の能力を十分に発揮する、そして意欲の喚起が大切だよ、すばらしい職場、すばらしい豊明をつくろうというような趣旨がございました。

そこで私は、行政経営は人材が必須の条件であると考えています。

各施策が効率的かつ効果的に実現できるかどうかは、施策を遂行する人にかかっていると云っても過言ではありません。

そして、そのために人材育成が大きな鍵であります。ここにみえる幹部の方々の責任は重大であろうかと思えます。

よろしく人材育成のほうもお願いをいたします。

私は、人材育成のキーポイントを5つ、場を踏んで考えておりますが、少し観念的ですけども、頑張れば到達できる目標があること。目標に向かって頑張って働くこと。目標が達成できたこと。それが公正、公平に評価されること。ここが非常に重要だと思えますが、公正、公平に評価されること。そのことによって、次の高い課題への意欲や、やる気が出てくるのではないのでしょうか。

複雑化する市民ニーズに的確に対応し、課題に挑戦できる源泉は、この意欲ややる気、副市長が述べられたこの2つの語意に共鳴をいたします。

これも絵に描いた餅にならないように、具体的な策が講ずることができればすばらしいと思えます。

この職員の育成、その中での意欲化、やる気、そういうものは適時性を得た言葉であり、その内容こそ、これから重要な、かつ大切なものになるであろうというふうに考えます。

壇上からの質問は以上です。

No.4 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.5 ○副市長(小浮正典君)

杉浦議員、ご質問ありがとうございます。

財政から順番に、議員のご質問について順番にお答えしていこうと思います。

議員のご指摘のとおり、豊明市の財政のいろいろな指標というのは、今現在、健全だと思うんです。

ただ、将来を考えますと、議員のご指摘のとおりにやっぱり扶助費が増大していくと。

それから、やっぱり公共施設が、いろいろな施設が老朽化していくことを考えますと、その対策も、耐震化とかそういったことも、課題としては生じてくるのかなと思います。

数値を調べますと、65歳以上の高齢化率、今現在、豊明市というのは現在21%ほどなんです。これがやはり団塊世代、これはどこの自治体もそうですけれども、これから高齢化がこの数年で急激に進むんですけれども、豊明市でも、この団塊世代の高齢化によって、4年から5年後に24%まで、要するに4分の1ぐらいが65歳以上の方という社会になっていくんです。

そういったことで、現在そういったことを踏まえて、財政のほうをどうやってやっていくのかということも踏まえて、それぞれの具体的な事業を各課の課長からヒアリングさせていただいております。

議員のご指摘のとおり、重要なのは数字だけで判断しないと、事業そのものを見ましょうということを念頭に置いています。これは、市庁内でもそうですし、私自身もそういうふうに考えていきたいと思っています。

把握するに当たって、その事業が何を目的にしているのかという、その目的に合致した事業になっているのかという視点が、やはり重要だと思います。

環境がどんどん変化していきます。そういった中で、その環境を踏まえて、少しずつ縮小していく事業もあるでしょうし、撤退すべき事業も出てくると思います。

もっと逆に、拡大していかないといけない事業もあるでしょうし、新たに進めないといけない事業も出てくると思います。そういったものを見据えていかないといけないというふうに思います。

現在、やはり健全な豊明市の財政状況、これはずっと継続して健全のままにしていこう、これは前提だと思います。

地方分権の中でこれをおろそかにしてしまうと、今現在もう国は助けてくれません。財政が破綻してしまうと、もう地方自治体としても破綻する状況になりますから、それは絶対避けないといけない。

その前提をもとに各事業を把握して、伸ばす事業は伸ばすというような視点で、将来にわたって市民の方が暮らしやすいようなまちをつくっていくという、そういった財政運営が必要だと思います。

続きまして、議員から財源の確保の具体策というお話がありました。

継続的にそういった事業を見直して行って、無駄な経費は削減していくと、それによって財源を捻出していくというのが、これは当然だというふうに思います。

その上で、いろいろ各課のほうでいろいろなことを考えていますけれども、まず第一に、国や県などの補助事業、これを採択するなど、財源の確保のために活用できるものはどんどん活用していこうと、利用できるものは利用していこうと。

そのためには、市が現在進めているあらゆる事業、さらには今後将来、拡大していかないといけない、あるいは新たにやらないといけない事業、そういったことについても常にアンテナを高くして、情報をキャッチできる。要するに、情報を落としてしまうとせっかくのチャンス逃してしまいますから、そういったことのないようにしないといけないと思います。

自治体、それぞれの自治体すべて、これから苦しくなっていくわけですから、ある意味、そこで競争が働いてくると思うんです。

そこで勝っていくためには、常に情報をキャッチできる。そのためには常にその事業をきちんと自分の中で把握して、あるいは将来の事業もきちんと把握できるというのが、各部署課長、あるいは各職員がきちんとやっていけるというような状況にしないといけないというふうに思います。

恒久的な財源というお話があったかと思います。

まず第一には、この今後の高齢化社会を踏まえると、やはり若い人たちが住みやすい、これがやはり一番重要だと思います。

市の財政を見ましても、市民税の割合が非常に高いんですね。そういったことも踏まえますと、やっぱり若い人たちが住みやすいまち、これをしていかないといけないというのは、まず第一だと思いますね。

これは、市のほうでもう既にかなり取り組んで、その方向でやっていくという方針はあるかと思います。

私、外部から来た人間ですから、私自身としてやらないといけないことというのは、市のいろんな資産がありますけれども、私はもともとPR関係、広報関係の仕事をしていました。直近までそうですね。そういったことのノウハウを活かして、いろんな資産の、広告媒体として利用できるものはまだあると思うんですね。

今現在、市のほうでやっているというのは、市民課の封筒に広告が入っています。あと、市の1階のところには大きな水槽がありますが、あの周りにも広告が入っていますね。あと市のホームページ、それから市の広報紙「広報とよあけ」、それぞれに広告が入っていますけれども、まだもっとあると思うんですよ。

例えば3万ほど納税者がいらっしゃるんですけども、納税用の通知の封筒ってあるんですね。これに広告はまだ載せられていないんですよ。それにも広告を載せられないかというようなことを、担当の何人かの課長さんに相談させていただいています。

ただ、そのその事業といいますか、その仕事のところが外部委託している状況になっているので、それが実際できるかどうかということも、考えていかないといけないというふう

に聞いています。

だから、それぞれのいろんな市の持っている資産であるとか、そういったものを有効活用が本当にできるのかどうか、そういったことを1つずつ見ていきたいなというふうに思います。

まだ私自身が情報をきちんと、すべてを把握できていないので、これからいろんな各課のほうからヒアリングすることによって、いろんなチャンス、どこにチャンスがあるのかというのが、見つけられていくのかなというふうに思います。

次、教育環境の日本一についての石川市長のマニフェストについて、これは教育環境については、豊明市の教育基本方針に沿って、系統立てて立案されるべきものだというふうに思います。

その中でも中心は、やはり子どもたちがお互いの人権を尊重し合う、あるいは確かな学力を身につけていく教育だというふうに思います。

そのための施策として、教員の質の向上、それに補助教員や特別支援員などの学習支援員の配置、そういったものが重要だと、今後も必要だと思います。

今現在も、さらにほかに、特別支援教員のほかにも、外国籍の子どもたちが非常に増えていますので、そういった通訳のできる人、そういった者を学校のほうに配置するといったことも取り組みをしています。

それぞれの学校の実情を踏まえて、必要性に応じて、継続してこれからも配置していきたいというふうに思います。

ハード面言えば、議員のご指摘のとおり、建物の耐震化は今年度で終わる予定になっていますね。

今後、天井とか壁とか、いろいろな災害の発生がありますから、それにも対応できるように耐震化計画を策定して、順次整備して、子どもたちが安全で安心して学べられる、そういう教育環境、整備に努めていきたいというふうに思います。

市のほうでも、とよあけ大学とか、学校のほうでやっている放課後子ども教室、これをもっと浸透していくとか、そういったことで市民の皆様がみずから学習する社会を築いていただいて、学校の授業だけではなくて、市内至るところに学習の場があると、そういったまちなにしていく必要がある。

今後、特に団塊世代の方々が引退されて時間を持てられる形になるので、そういったことも、市のほうとしても後押しということ、市民の方たちのやる気を後押しできるような施策が、どんどん必要になってくるのかなというふうに思います。

教育については、私も食育に非常に関心があります。これは、私がスーパー、食品を扱っているスーパーにいたからです。これは、食に関する指導というのは、これからもどんどんしていく必要があるというふうに思います。

豊明市の給食というのは、非常にある意味、お子様からも好評をいただいている、食べ残しの率もすごく低いらしいですね。

数字を見ましても、愛知県下の平均値 6.1%、それに対して豊明市 3.2%、非常に低い数字です。3.2%のものしか残らないということになりますから、この数字から見ましても、給食を子どもたちはすごくおいしいなというふうに思っていると思うんです。

せっかくそのいい給食があるんですから、その給食で、子どもたちに食の重要性を知ってもらって、その食に関連するいろいろなことにもっと関心を持ってもらうという、そういったことも広げられると思うんです。

例えば農薬が何で必要なのかと、農薬をなるべく使わないようにするにはどんなことが、工夫が必要なのかと、そういったことに興味を持ってもらうためにも、やっぱり食にまずは関心を持ってもらうということが重要だと思うんです。

そのためには、友だちと一緒に食べる給食というのは非常にいい機会だと思うんです。

もっと言いますと、私の以前いた会社はフェアトレードというのを非常に進めていました。

これも実は会社で考えたわけじゃなくて、学生さんが考えたんです。フェアトレードにチョコレートを売るという取り組みがあったんですけれども、学生さんのアイデアだったんですね。実際にいろいろなところでアピールしてもらったのは、高校生、大学生の方だったんです。

その方たちに聞くと、やはりその給食がすごく充実していたらしいんですね、その子どもたちはもともと。そういったことで食にすごく関心があって、そういったことを会社のほうに提案いただいたということがあります。

フェアトレードと言いますと、先進国のほうでチョコレートをつくるんだけど、カカオ、原材料であるカカオをつくる発展途上国のほうでは、逆に 10 歳に満たない子どもたちが本当に厳しい労働、それで本当にわずかな報酬しかもらえないという実態が今もありますよね。

それを是正するために、先進国側は発展途上国側にふさわしい報酬を与えて、子どもを使っているような、そういった生産地と取引しないというのがフェアトレードの考えだと思うんですけれども、そういったことも子どもたちに気づいていただくと、今の世界情勢、あるいは私たちがいつも食べている食が、どういった形で流通しているのか、どういった形で生産されているのか、そういったことまで考えられる。そういったものが食育には限りない可能性がある、私も思っています。これは議員と同じような意見だと思います。

この食育をもっと浸透させていくためには、民間企業、あるいは生産者の方々、この方たちはある意味、役所の中で働いている人間よりももっとノウハウをたくさん持っていると思うんです。そういった方々ともっとタイアップして、いろいろな形で食育というのを子どもたちに広めていく。

ただ単に、その食事のことだけではなくて、もちろん重要なんです。食事が、こういうものを食べると非常に強い体になるという、そういった知識も必要だと思うんですけれども、食にまつわるいろんな知識を広めていくといったことも、これからは必要になっていくのかなというふうに思います。

そのためにも、教育委員会の方々とか、あるいは学校の方々、そういった方々と意見交換を活発に行って、今後、豊明市でも教育振興基本計画というのを策定していく形になります。そういった中で、具体的な施策の立案というのを推進していきたいなというふうに思います。

最後に、私が一番強く思いを込めて取り組んでいかないといけないなと思っているのが、議員が最後にご指摘いただいた職員の能力発揮、やる気をどうやって引き出すかですね。

議員からいただいた5つの提案、頑張れば達成できる目標、それで目標に向かって、それで目標を達成できること、公平、公正な評価で次の意欲、やる気を引き出していく。

まさに、これは私の考えと全く同じと言っていいです。もうすごく賛同しております。本当にありがとうございます。非常に勉強になります。

そういったことを、私もぜひ実現していかないとけないというふうに思います。

8月17日に副市長に就任させていただきました。その後、いろんな行政の知識とかそういったものを、いろんな部長、課長からヒアリングさせていただいて勉強させていただいています。

私のほうからも、各課長からヒアリングをする、時間をきちっととってヒアリングをするということをさせていただいています。30分面談という形にしていますけれども、各課長から1人ずつ順番に現状と課題の報告を受けたり、私から質問をさせていただいたりしています。

現在、10人ほど終えたところなんですけど、皆さんすごく熱心でして、30分で終わらないんです。大体1時間ぐらいかかる状態になっているんですけれども、そういったことをやっています。

課長さん、皆さん本当に意欲的ですし、自分の部下、課の職員のことも非常によく考えています。成長をどうやって促すのかということも考えて仕事をされていると思います。

私からも、いろんな話し合いの中で気づいたことというのは、遠慮なく申し上げる形にしています。

わかりやすい例を幾つかちょっと挙げさせていただきたいと思います。

市役所の1階に、市民の方、皆さん必ず行かれるところですが、市民課のところで届け出書類がありますよね。あそこに異動届というのがあるんですね。異動は「異なる動く」のほうの異動なんですね。「移る動く」じゃないんです。「異なる動く」のほうの異動です。

この異動というのは、わかる人はわかるんです、行政をやっている人はみんなわかると思います。私もまあわかります。ただ、これなじみのない方には、この言葉は使わないんですね、ふだん。非常に取っつきにくい言葉です。

そこで、「異動届の表示をちょっとだけ見直しませんか」というふうに提案させていただきました。これは、私も住民票を移したからそこに行ったんです、実はその窓口に。それで、それに気づいたんですね。

すると、今現在、1階を見ていただくとわかりますけれども、異動届の書類が置かれているところに、8月29日から、異動届の上に「転入、転出、転居される方」という注釈が入るようになっていきます。

これも、市民課長に、前日の28日に面談しているときに、ちょっとだけお話しさせていただいただけなんです。そうしたら、その私が話した後、わずか1時間後ぐらいには表示の入れかえを市民課のほうで進めておりました。

それで、表示の仕方というのを、具体的にこうしろとか、ああしろとか、私、全く言わなかったんですね。あくまで市民課の職員たちがみずから考えました。

見ていただくとわかるんですけども、その住民票とか印鑑証明とか、あれを記している表示も、前は白だったんですけども、今はピンク色になっています。要するに目立つようになっていて、市民の方が少しでもわかりやすいような形にしています。

これも市民課の職員の皆さんのちょっとした工夫だと思うんです。

もう一つ言いましょうか、市役所の正面玄関に入ってすぐのところに市民コーナーがございます。あそこを活用して、もっと市民の方に参加いただくイベントのお知らせができないか、これも市民協働課長と面談させていただいた中で、ちょっとだけ提案させていただきました。

これも、市民協働課のほうはすぐに考えて、今現在、ペットボトルツリーをつくるためのペットボトルの収集コーナーになっています。私も今日は3本入れましたけれども、これはやはり、ペットボトルツリーというのが秋の豊明まつりのイベントの1つになっていて、特に今年は40周年事業ということで、例年よりももっと立派なものにしたいという、恐らく課の職員の皆さんの思いがあったんだというふうに思います。

それで、それもすぐ変わってしまいました。本当にちょっとしたことだと思うんですけども、確かに少しずつ市民サービスの向上にはつながっていると思うんですね。

課長さんからそうやって非常に意欲的に、前向きに、理由を立てて仕事をされていると思うんですね。

市長も部課長会、前はなかった会議なんですけれども、部課長会という形で、課長全員も集まっていろいろな情報交換とか、意見交換とかする会議があるんですね。実はこの議会が始まる直前もやっておったんですけども、その中でも、課長マニフェストについていろいろな議論を交わすとか、そういったこともやっているんですね。

そういった取り組みをもっと進めて、コミュニケーションをもっと高めれば、いろんな意見がぶつかり合うことによって、いろんなアイデアがもっと生まれてくるのかなというふうに思います。

私自身、もっと重要なのは、市民の方と接することの多い課長補佐、あるいは係長以下の職員の意欲を引き出すことだと思うんですね。

これは本当に、議員のおっしゃっていた5つの項目に接することだと思うんですけども、仕事をするに当たってやっぱり重要なのは、誰かがその自分の仕事をきちっと見てく

れていると。自分はこつこつやっているけれども、何か全然評価されていないんじゃないかみたいな形になってしまうと、仕事をしていてすごくつらいんだと思うんです。

私もそういう経験が実はあるんですけれども、そういったときってすごくつらいんだと思うんですね。

だから、自分の仕事の重要性をやっぱり認識できる、誰かにわかってもらっているという、そういったことを感じるという、そういった職場にならないといけないと思うんですね。

そういったためには、上司がきちっと部下の仕事を見てあげると、きちっと、議員のおっしゃるとおり評価してあげることが重要だと思うんです。

豊明市には、職員の目標管理制度というのがございます。これは全職員がかかるんですけれども、私もその制度を、全部の資料を集めると、これぐらいの何かすごく分厚い資料になってしまうんですけれども、それをずっと毎日勉強している最中でございますけれども、私は民間企業を4つ渡りましたけれども、その中、私から見ても、システムそのものが非常にすばらしいんです。

システム、簡単に申し上げますと、1年間の目標を各職員が2つ、上司と面談した上で設定するんです。それで、上司はその目標の進捗や仕事ぶりを毎月、毎月です。毎月見きわめてチェックをします。それで、必要だったら面談を重ねて、評価に当たっても偏りのないように、要するに公平性ですね、議員のおっしゃる。何人もの人が評価して、部署間で偏りのないように再修正までかけるといったシステムになっているんですね。

で、給与にも反映されるので、インセンティブも働く形になっています。

議員のおっしゃるとおり、人事評価というのは、公平性、そういったことが重要になりますし、人材の育成は、常に目標を立てて、ある意味、成功体験を積み上げさせていくということ、そういったことは重要だと思うんです。その両方を実現できるシステムになっていると思うんです。

このシステムの課題は、私が今現在、研究している中では、余りにも詳細で詳し過ぎて、全部を理解するのが困難になっているんです。それを、実は担当課のほうでも、それを理解しておりまして、それをわかりやすく職員の中で浸透させていくという工夫を、今現在考えています。

さらに言うと、やはり日ごろのコミュニケーション、職員同士、あるいは上司と部下の間でコミュニケーションがきちんとできていると、そういったことがないと、ある意味、評価も何も指導もしようがないと思うんですね。

日ごろのコミュニケーションの向上ということも、各課長さんにお伝えしているところですし、職員が頑張れば褒めてあげてくださいと、どんどん能力を伸ばしていってくださいというふうにお伝えしています。

先ほど部課長会議があったとお話ししましたけれども、その中でも、コミュニケーションを高めるために、各課のほうで、短い時間でいいんで朝礼を実施してくださいというふうにもお伝えしています。

これは、もうやっているところもあるんですけども、すべての課でそれぞれ工夫して、それぞれの課のやりやすいふうな形でやってくださいというふうに伝えています。

もう一つ、私ここのやはり会議でも申し上げたんですけども、女性の職員、ここはいるんですけども、いないんですね。女性がもっと活躍できる職場というのを、していかないといけないというふうに思います。

これは、いろんな研究者が研究していますけれども、ダイバシティー、多様性、いろんな人間が職場にいることによって、職場が活性化されていろんな新しいアイデアが生まれていくといった職場にしていけないといけない。

国同士の競争の中でも、そのダイバシティーが進んでいる国は経済成長も進んで、あるいは財政力も非常に強くて、ヨーロッパの中でも、例えばそのダイバシティーが進んでいないところほど財政力が弱いとか、企業でもそういったことを研究している方もいらっしゃいます。

これは、もう自治体の中でも、これからは自治体同士戦っていかないと、競争していかないといけない形になりますから、そういった自治体間競争の中で勝っていくためにも、もうダイバシティーというのを、豊明市の市政の中でも進めていかないといけないなというふうに思っています。

石川市長からも、この女性の職員をもっと活躍できるようにしないといけないということも、市長も毎日ほとんど、私が多分就任してもう2週間以上になるんですけども、ほとんど毎日おっしゃっています。そういったことも非常に大きな課題だなというふうに思っています。

私がまだ仕事に不慣れなので、課長さんとの面談を先に進めていますけれども、極力、この1年の間に全職員と面談して、要するに、市長あるいは私のひとりよがりの考えにならないように、きちんとコミュニケーションが市政の中で働くような形にしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

No.6 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

杉浦光男議員。

No.7 ○10番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

副市長の得意な分野と、自分の短い期間ですが、その体験したこと、そういうところを熱意を持ってお話しいただきました。

僕が予定した時間よりも大分超過して話していただきましたので、私のほうの再質問はちょっとはしよりますが、よろしく願いいたします。

第1の質問は、もう核心に入ります。

市長の1丁目1番地、市民税の10%減税のことについてお伺いします。

これはなぜかという、ちょっと理由を申し上げないと聞いたことになりませんので、今、副市長も言われましたように、扶助費がたくさんかかるよと、それから社会資本であるいろいろな建物等も老朽化が進んでいるよと、直さないかぬよと、お金が高くなるよと、これが進んでいるって、何か聞きますと、お金がどんどん要するという、だから稼ぐことは大切、それから、もう出ていくほうもいろいろ考えていかぬかと、そういうことなんです。

それで、市税の10%を減税、これきょう私、もう一度聞いておかないかぬなと思って聞くわけですが、10%というと約、市民税が40億として4億、4億減税できるかどうか。

もう一つ、その減税についてのブレーキをかける。私の考えで言いますと、交付税をもらっているわけでしょう、交付税をもらっていて減税できるかという、それから起債の問題、臨時財政対策債等の問題、いろいろほかから金を得るときに減税しちゃ、ちょっとまずいんじゃないかという、そういうふうなクレームがつくとも限りませんね。

それから実際に、それはそのクレームがつくかもしれませんよということじゃなくて、実際に減税できるかどうかという、その金を生み出せるかどうかということが一番の課題なんです、その辺のことも含めて、どういう方向で考えていったらいいか。

これは私、この10%の減税については、きょう質問をするのが、石川市長になってから2回目ですけども、今のお考えを率直にお聞かせいただければありがたい。

これは、副市長に問うということじゃなくて、市長に問うたほうがいいですかね。副市長、お話ししておいて、副市長が答えられますか？

それじゃ、どうぞお願いいたします。

No.8 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.9 ○副市長(小浮正典君)

議員のご指摘のとおり、これからやはりいろんな支出をしていかないといけない。だから、必要な予算を組んでいくために財源を確保していくという、これはもう確実に必要です。

その一方で、市長のお考えとして、経済環境が非常に厳しいと。そういった中で、社会的に今現在弱い方々、そういった方々に少しでも負担を軽減しないといけない、そういった考えもやはりあると思うんです。

いろいろな人たちがもっと暮らしやすい、要するにどっかに移らない、もっと言うと豊明市にもっと住んでもらいたいという思いがありますから、そういったことも必要だと思うんですね。

そういった意味では、減税のあり方については、議員のおっしゃるとおり、起債の問題とか、そういった問題も生じてきます。

そういったことで、市の関係部署、それぞれで非常に慎重に、いろんな情報を集めながら検討しています。

ですから、私もこの問題については両面ありますから、プラス、マイナス両面ありますから、私ももっと情報を集めて、今勉強しながら、市長はもちろんのこと、各幹部の職員と慎重にもっと勉強を重ねて、検討していきたいなというふうに思っています。

以上です。

No.10 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.11 ○10番(杉浦光男議員)

時間の関係で、もうこの問題は今、副市長が答えていただきましたので、これだけにしておきます。

また、質問する機会がありましたら、この問題は第3弾目に、きょうは2本目ですので、3本目をやりますので、しっかり研究しておいてください。

次、財源を増やすということで、具体的に私がどういうことがあるかなということで、1～2ちょっと指摘します。

都市計画法 34 条の第 11 号というのがありますね。それから、時間の関係でまとめて答えていただいたほうがいいかな、都市計画法 34 条の第 12 号がありますね。

これは、県のほうの条例で、日本全国スタンダードというわけではありませんが、土地を広げていってもいいよと、開発してもいいよということだと思うんですね、簡単に言うと。

だから、そのことについて、どなたでもいいですので教えてください。

No.12 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.13 ○経済建設部長(横山孝三君)

都市計画法 34 条の第 11 号と 12 号について、まとめてお答え申し上げます。

まず、11 号のほうからですけれども、この 11 号について、市では関係部の課長、課長補佐、係長などで、プロジェクトチームをつくって検討に入っております。

それで、県の手引きによりますと、この区域の指定に当たっては、既に相当程度、公共施設が整備されている区域で、かつ当該区域内で開発行為が行われたとしても、新たな

公共投資を要する可能性を生じさせないような区域を設定するということを基本としております。

それで、プロジェクトチームでは、この県の指定区域の基準などから、現在、候補地を検討しております。また、他市の状況についても調査しております。

現在のところ、県内では新城市さんにおいて1カ所指定がされております。

ほかの市町については指定がされておらず、慎重な姿勢であります。

この主な慎重な姿勢の理由としましては、それをやりますと、区画整理事業を進めている市町におかれましては、保留地の売却に影響が出るとか、そういうようなことであろうかというふうを考えております。

そこで本市でも、雨の対策ですね、雨水排水について、下流域への負担増加を招かないこと。それから、固定資産税が当然上がりますので、その税金が上がるということ。それから、指定区域の住民のご理解等々の課題がございます。

これらの課題がクリアできる地区について、県に申し出すべき区域の候補地として、現在検討をしております。

いずれにいたしましても、慎重に検討していく必要があるということがございますので、時間を要するというご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、都計法 34 条の第 12 号についてでございます。

先ほどの都市計画法第 34 条第 11 号と同様に、市街化調整区域における開発行為及び建築等の許可の基準を定めたものでございます。

第 12 号は、工業系の開発を定めたものでございまして、要件としては、市町村の都市計画に関する基本的な事項として、工業の用に供する土地として利用を図ることとされている区域であることと、それから産業集積の形成などの計画に定められた指定業種、指定集積業種に属する工場または研究所などが立地の条件ということになります。

昨日の川上議員のご答弁でも申し上げましたとおり、本市では現在、栄町の新左山区域の一角、それから沓掛町豊山区域の一角の2地区について指定されております。

今後も、企業の立地希望の企業さんに対して、積極的にバックアップしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

No.14 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.15 ○10番(杉浦光男議員)

今言いましたように、11 号のほうは住宅地を増やすという問題、12 号のほうは工業系だから工場や何かを建てる、そういう土地を増やすという問題。やっぱりそれは、僕は壇上

からも言いましたように、やっぱり恒久的な財源確保の1つの策。

そして今、部長が答えたように新城しかやってないと。愛知県はかなりの自治体があるが、新城がやっただけだよと。

だから、かなり難しい問題というか、技術的に難しいというよりも、いろんな利害が絡む、地権者の利害が絡むとか、そういう問題があるのかもしれませんが、やっぱり先ほど検討という言葉をいただきましたけども、そういう難しいよと、新城しかやったらんよと、難しいよと。

それで検討というと、その語句を並べていきますと、やらないよというふうに読めちゃう。新城しかやってないよと、そして何だか難しいよと、それで検討というと、やらないよというふうに聞こえてしまいますが、それはだめですよ、それは。

ちょっともう一度、ワンスモア。

No.16 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.17 ○経済建設部長(横山孝三君)

11号のほうにつきましては現在、候補地を絞っておりまして、それから現地踏査等々見て、それから基準に合うような地区を選定しておりますので、指定をしていく方向で検討をしております。

以上でございます。

No.18 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.19 ○10番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

次は、同じ開発の問題ですが、民間の開発業者のやる大宮小学校の北のところの榎山台ですね、デベロッパーと言われるこういう問題。そういう問題については、もう考えておりますか。

考えておるって、これは別に市がやるわけじゃないけれども、やっぱり市のかかわりというのは、いずれにしたって行政、豊明が責任を持っているわけですから大きいので、考えの一端を述べてください。

No.20 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.21 ○経済建設部長(横山孝三君)

地区計画、市街化調整区域における地区計画についてでございます。

もともと、この地区計画といいますのは、都市計画提案制度に基づいた制度でございます。その提案制度の中の1つとして、地区計画というのがございます。調整区域のことでございますが、それで、榎山については既に市街化区域に編入されております。

このような地区がほかにもないかというようなことであろうかと思いますが、現在1件相談におみえになっておりますので、その方に十分指導していきたいということでございます。

この制度が、まちづくりの手法の1つとしては有効な制度であるというふうに考えておりますので、今後も開発業者などへの相談、それから地元の地権者などへの説明を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

No.22 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.23 ○10番(杉浦光男議員)

積極的というか、市がこういう形でかかわるんだよということが明確になってよかったと思います。

次は、私、提案したいんですけども、昨日、質問された議員の中にもありましたが、地域主権一括法等で、地域の責任、地域の役割、地域の仕事、そういうものが非常に重要性を帯びてくるし、また内容的にも拡大してくると思うんだね。

その場合に、僕は直接上部の自治体である県とのつながり、県とのつながりが非常に深いほうがいいと思うんだ。ツーカーぐらい、いい意味でツーカーぐらい。

で、市から1人県に出向させませんか。県に出向。来てもらうのは余りよくありません、僕の考えでは。県がこちらへ来るのは、何か命令的とか、あるいはもう県で余ったで豊明に1人来るよとか、そういうふうではだめですから、こちらから優秀な人を1人県に送って、情報をぱっとかっさらって、どこの市町よりも早くいろんなことがやれると。安いもんですよ、1人の給料でいろんなことがやれるんですから。

だから、経営戦略会議で、ぜひとも僕はこれを話題に乗せて、できれば、ぜひこれをやっていただきたいなと思うけれども、行政経営部長、考えの一端をお願いします。

No.24 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.25 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

県への実務研修生の派遣ということでございますが、過去に豊明市は何人か、県庁のほうへ派遣しております。

現在、職員の定員適正化の関係の中で、なかなか厳しい中ではあるんですが、現在も県ではなくて、例えば愛知県の実務研修生として、徴収の関係で行っていたり、あと東日本の大震災の応援ということで、1人岩沼市のほうにも派遣しておったり、あと東部知多衛生組合、尾張農業共済組合、あとは名古屋市消防局等に派遣しております。今現在、5人職員を他団体に派遣しております。そういった中でのご提案であります。

豊明市としては、今後461名にしないといけないという、そういう人的な削減の要素もある中でありますので、なかなか厳しいんですけども、今おっしゃってありましたような議論、例えば大規模開発を進めていくだとかということは、非常に県庁とのパイプが必要。

今、議員は来てもらうのということがありましたが、来てもらいながら、そういった制度の詳細だとか、申請の方法だとか、きめ細かく、来ていただければやれるのかなということも議論になろうかと思えます。

そういったこともあって、豊明の将来の中で、どういった職種へ派遣するのがいいのか、来ていただくのがいいのかも含めて、検討のほうをしていきたいと、このように考えております。

以上です。

No.26 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.27 ○10番(杉浦光男議員)

ぜひ、僕は本当に検討していただく。検討というのはやらぬという検討じゃなくて、やるよという検討に、もうかぎ括弧つきの花丸の検討にさせていただきたいなというふうに、もう要望しておきます。

今、大体お話を聞いているので、皆さんどうということかということはおわかりだと思いますけれども、そういう会議で話題の1つに必ずしていただきたいと思えます。

それから、先ほど副市長が、要するに情報をうまくつかむことが大切だよと言って、そのことで、けさ、ある所管のところに行って聞いてきましたけれども、光の祭典の地域活性化のための助成金100万円については、やっぱりある程度、情報をキャッチして手に入れた100万円だというふうないろいろなことでお聞きしましたが、そういう理解でよろしいですか。

他の地域にも、ばばばっと配られた 100 万円ですか。それとも豊明だけの 100 万円ですか。どうぞ教えてください。

No.28 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
伏屋行政経営部長。

No.29 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

この助成金は、地域活性化センターからの助成金でございます、日本の全国の中で53件が採択をされております。

県内では、豊明市1団体のみ採用ということで、協働課のほうでうまく情報をキャッチして申請して、このたびの助成につながったというふうに理解をしております。

以上です。

No.30 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.31 ○10番(杉浦光男議員)

この問題は、市の予算の何十億という中から 100 万円ですから、たかが 100 万円、そういう意味では。

ですが、その発想だとか、それへの接近の仕方、100 万円を手に入れるための接近の仕方、あるいは、この市役所の中でのそこまで行く取り組み、いろいろなことがいろいろなところに応用できる問題だと思いますので、100 万円が、これがゼロが幾つも増えて1億円ぐらいに化けるかもしれません。いいですね。よろしくお願いします。

で、最後に、もう細かいのはたくさんありましたが、もうはしよります。

それは、副市長に大変きょうは一生懸命に考えを述べていただいて、時間をたくさん使っていただきましたので、その分、私のほうではしよっても余りある内容になると思いますので。

学校教育の、またこれ市長マニフェストにいけますが、これは1丁目1番地ではありません。給食費 10%補助の件について、これも金の要ることですので、再度お聞きしますが、よろしいですか。

あるいは、やるとしたらどうやってやっていくのか、よろしくお願いします。お考えを述べてください。

No.32 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.33 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、学校給食の負担軽減、市長のマニフェストでもあります給食費の10%軽減について、現在までの内容についてご説明いたします。

まず、保護者の皆さんがお支払いいただいています給食費、1食当たり、小学校で225円、中学校で255円、これを約10%軽減、約20円から25円の削減をして、保護者の経済的負担軽減を図るというものでございます。

また、給食費を10%削減する方法ではなく、削減する費用を給食の食材の賄い材料に上乗せして、より給食の献立の内容を充実、そして安全で安心、おいしい給食を提供する、このような方法も現在考えております。

これらの給食費の負担軽減について、給食費や献立の内容に関する保護者の意向を確認するため、今年の7月初旬に保護者のアンケート調査、これを行っております。

アンケートの結果は現在、集計・分析作業を行っているところでございます。

今後、アンケート調査の結果を参考にいたしまして、学校給食運営協議会の場で審議し、給食費の軽減策等について具体的に検討をし策定してまいりたい、そのように考えております。

以上、終わります。

No.34 ○議長(安井 明議員)

残り時間は5分を切りました。

発言時間にご注意ください。

杉浦光男議員。

No.35 ○10番(杉浦光男議員)

今、給食費の10%補助の件ですが、10%補助をすと言ったんだから、今1食幾らだよというところから、10%本当に減額したほうがわかりやすいですわね。食を充実させるよという、本当に充実できたのかどうかということがわかりにくいので、そういう問題はあると思いますよ。

それは、マニフェストは確かに10%と言っているんですから、マニフェストどおりに考えれば、お金をそんだけ少なくしてもらわないかぬわけですが、今アンケートをとっているということですので、それはどういうふう to 実際なっていくかということは、注視をしたいというふうに思います。

僕自身は、僕自身の個人的にはそういうふうに思います。

それから、もう一つ教育の問題で、これはちょっと聞いてくださいというふうをお願いしているから、さっと答えれると思うんですが、豊明団地のことについて、豊明団地をあのままずっといくのか、新しいのには一と建てかえられるのかとか、そういう問題。

これはお聞きしますよというふうに言ってありますので、調べた結果を報告してください、僕に。

No.36 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.37 ○副市長(小浮正典君)

豊明団地については、団地の管理者というのはUR、独立行政法人の都市再生機構になります。

このURというのは、全国に大量に団地を今も抱えています。1,751カ所あります。

で、平成19年に閣議のほうの決定を受けて、平成30年度までに、この1,751カ所の団地をどのように整理して合理化していくのかということ、方向性をURのほうで定めています。

それによると、豊明団地というのは、いろんなやり方はあるんですけど、その中でもストック活用になっているんですね。

このストック活用って何なのかと言いますと、既存の建物をそのまま有効に活用して、団地ごとの立地特性に応じてバリアフリー化等を実施し、適切な修繕等を実施することが定義になります。要するに、修繕のレベルで、これではとどまってしまうんですよ。

豊明市としましては、やはり団地をもっと若返りさせると、若返り作戦ということで、例えば今の若い世帯の人気の部屋ということになりますと、リビングをやっぱり思いっきり広くとるとか、そういった形が必要になってくると思うんですね。

若い世代、子育て世帯にもっと魅力ある住宅を提供するため、そのためにはやっぱりリニューアル化をお願いしないといけない、それを今後も引き続きURのほうに強く要望していきたいというふうに思っています。

以上です。

No.38 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.39 ○10番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。URの考えはわかりました。

僕はこれは、なぜこの問題を言うかという、教育環境日本一ということで、教育の問題は単なる学校が抽象的にあるんじゃないで、そのまちにあるわけですから、都市計画の問題なんですよ、ある意味では。いろんな面があるとすれば、一面は都市計画の問題。

都市計画ということになると、団地をどうするか、土地の線引きをどうするか、学区をどうするか、学区の線引きをどうするかとか、そういう問題が絡んでくるわけですね、学校教育日本一ということは。教育環境日本一。

だから、今、学校規模の例えば適正化、唐竹と双峰が少なくなったで統合したらどうとか、いや今のままでいいよとか、いろいろなそういう考えがありますね。そういうことを適正化規模等検討委員会でやっていますので、ここで余り言うところとちよといけませんので言いませんが、要するに学校教育日本一ということは、学校が抽象的にあるんじゃないよと、わかりますね。

No.40 ○議長(安井 明議員)

発言の途中ですが、時間がほとんどありませんので。

No.41 ○10番(杉浦光男議員)

ということで、きょうは副市長さんにたくさんお考えをお聞きして、大変よかったというふうに思います。

それから、市長にとっては厳しい1丁目1番地の問題もありますので、十分研究して、実行できるようにしてください。実行できなければギブアップしてください。

以上で終わります。

No.42 ○議長(安井 明議員)

これにて、10番 杉浦光男議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前11時休憩

午前11時10分再開

No.43 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 近藤千鶴議員、登壇にてお願いいたします。

No.44 ○7番(近藤千鶴議員)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

ます。

まず初めに1項目、通学路の安全対策について。

本年4月23日、京都府亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突入し、3人が死亡、7人が重軽傷を負うという、まことに痛ましい事故が発生いたしました。

さらにその4日後、千葉県館山市と愛知県岡崎市、5月7日には小牧市、14日には大阪市で学童保育に向かう児童が死傷する事件が立て続けに発生しております。

ここで、慎んで亡くなられた方々にご冥福をお祈りいたします。

警察庁の統計によれば、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は、昨年1年間で何と2,485人に上ります。その数の多さに驚かされますが、これでも過去5年のうちで最も少ない数だそうです。

さらに、愛知県警のまとめによると、県内において2011年、登下校中の交通事故の負傷者数は、小学校で登校中32人、下校中に50人、今年に入ってから4月までに、負傷者数は28人に上っています。

こうした登下校中の事故を回避するためには、通学路の危険点検をし、今までより一層の安全対策を強化しなければならないと考えます。

4月、5月の一連の事故は、いずれも指定された通学路、あるいは横断歩道を横断中の事故ということで、ほとんどの過失は運転者にあるのは明らかで、被害者側からすれば、安全なはずのところなぜ事故に遭わなければならないのかという、行き場のない悔しい思いは察するに余りあります。

しかし現状は、通学路の道路環境は100%、児童にとって安全な確保がなく、今回の事故に結びついたのではという声もあったようです。

そこで、本市に目を向けたとき、私の住んでいる小学校区の中でも、見守り隊の方から、横断歩道の要望が以前より出されている箇所や、カーブになっている道をスピードを下げずに走ってくる車が多い箇所、通行量の多い道に面した角地で、児童の待機するスペースが少ないところが集合場所に指定されているなど、危険箇所は多数あります。

これには、先ほど挙げた現状からも明らかなように、変わらぬ道路環境に対して、通学路や集合場所が本当に安全を考慮して設定されているのかという疑問を抱かざるを得ません。

痛ましい事故の再発がないよう、児童の登下校の安全を最優先にするべきではないでしょうか。

公明党は、20年前から通学路総点検を提唱し、子どもたちの命を守るために全力で取り組んでまいりました。

亀岡市の事故等を受け、本年4月26日、党政務調査会に新たに通学路の安全対策プロジェクトチームを設置、その後、文部科学大臣に対して、通学路の安全対策について緊急提言を行いました。

その結果、5月30日、文部科学省、国土交通省及び警察庁から全国に通知が発せら

れ、すべての公立小学校で緊急合同総点検が実施されることとなりました。

今日求められている対応は、官民の知恵を結集し、市民の意識改革をも見据えた総合的通学路の安全点検と考えます。

そこで、お伺いいたします。

①本市においても、緊急合同点検が実施されました。その総点検の結果をお伺いいたします。

②緊急合同点検の結果を「点検のための点検」に終わらないために、目に見える諸対策の迅速かつ計画的な実施を図るべきではないかと考えますが、本市のお考えは。

③本来、通学路の安全点検は、継続的に行われていなければならないものです。今後、どういう形で継続していくお考えなのか、お伺いいたします。

2項目、コンビニにおける証明書等の交付について。

現在、一部自治体で実施されているコンビニ交付サービスは、交付事務を委託する自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、セブンイレブンの約1万4,000店舗のマルチコピー機から、住民票の写しや各種税証明書などを入手することができます。

このサービスに、2013年度春から、業界2位のローソンと、同4位のサークルKサンクスも参入することになりました。

コンビニ交付は、2012年2月から東京都渋谷区、三鷹市及び千葉県千葉市で試験的に始まりましたが、総務省の調べでは、本年5月7日時点で、交付事務をセブンイレブンに委託している自治体は46市町村で、本年度中の新規委託も、福岡市など、11市町にとどまっております。

普及が進まない要因の1つに、利用できるコンビニがセブンイレブンに限られることなどが挙げられます。全国的に見ると、セブンイレブンの店舗がない地域があるからです。

本州では、青森県と鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、沖縄県の計7県には、セブンイレブンの店舗がありません。

来春から大手2社が参入し、3社が交付サービスを取り扱うことになると、利用可能店舗が全都道府県に広がり、参加自治体数も大幅に増加することが見込まれ、今後の展開が期待されるところです。

私が今回、コンビニにおける証明書等の交付について質問させていただいたのは、来春から利用できるコンビニがセブンイレブン、ローソン、サークルKの3社になり、利用可能店舗が全都道府県に広がること。

今は、市外に通勤されている方は、証明書が必要になったときに、市役所や図書館に行く時間をつくるのに大変苦労していると声を聞いていますし、高齢者の方や、小さなお子さん連れで市役所や図書館まで来られるのに、不便を感じられる方がいらっしゃるからです。

本市でも、コンビニ交付ができるようになれば、そうした今まで不便をおかけしていた方に、大変喜んでいただけるのではないかと考えたからです。本市としても、市民サービス

向上につながるのではないのでしょうか。

コンビニ交付サービスは、自治体の窓口があいていない日でも、時間帯でも、証明書を取得することができます。

利用時間は、朝6時30分から夜11時までの間、住民の方の必要なときに、都合のいい場所、つまり居住自治体以外にある店舗でも取得することができます。これは、大変市民サービスの向上につながると考えます。

また、窓口業務負担の軽減などのコスト削減の効果にもつながると考えますが、本市のお考えをお伺いしたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。

No.45 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.46 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、通学路の安全対策について、3点ご質問をお受けしましたので、順次お答えしてまいりたいと思います。

まず、1点目の緊急合同点検が実施された、その総点検の結果についてお答えいたします。

通学路の緊急合同点検の実施は、本年4月、亀岡市で通学途中の児童の列に自動車が入り込むという痛ましい事故を受けました。

また、愛知警察署長より、集団通学の児童に対する交通事故防止対策を講ずる旨の依頼も合わせて教育委員会が実施したものでございます。

その概要は、各学校による通学路の安全点検を行った後、危険度の高い箇所を教育委員会で選定し、本年5月、6月、7月の間で9日間かけて、市内9小学校区の35カ所の危険箇所について、緊急合同点検を実施いたしました。

点検には、愛知警察署、地元の区長さん、学校教職員、道路管理者である市土木課、総務防災課、そして学校教育課の職員など、各所管の関係者で現場検証し、交通安全施設の実施環境改善について協議し、各関係者に改善を要望してきました。

次に、2点目でございます。

点検のための点検に終わらせないために、迅速かつ計画的な実施を図るべきではないかというご質問でございます。

点検の結果、横断歩道、停止線など、既存の道路表示の補修については、早急に実施する旨を愛知警察署に要望し、また信号機、横断歩道の新設、歩道の設置等、今回の点検により安全対策の必要性が確認された事項につきましては、教育委員会で設けます対

策委員会、こちらのほうで警察、道路管理者等関係部署と協議し、環境改善要望を行ってまいります。

最後に、3点目でございます。

通学路の安全点検は継続していくお考えはないのかというご質問にお答えいたします。

今回、緊急合同点検箇所以外にも、通学路の危険箇所が、交通事情と社会情勢により刻々と変化することが想定されます。

きょうまで、各学校において日常的に通学路の安全点検、これを行っておりますので、今後、保護者、地域、学校及び関係部署との情報の共有化を図り、関係者の協力を得ながら、通学路の安全点検を継続的に実施していきたい、そのように考えております。

以上、終わります。

No.47 ○議長(安井 明議員)

神谷参事。

No.48 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、市民生活部所管のコンビニにおける証明書等の交付について、ご答弁を申し上げます。

コンビニ交付を導入している自治体は現在、全国に56自治体がありますが、愛知県内の市町村では、導入している自治体はありません。

また現在、交付ができるコンビニは、議員が申されますとおり、1社のみであります。

本市におきましては、戸籍や住民票の写し、また印鑑証明書などの交付につきましては、図書館内の市役所出張所にて、土・日、祝日でもご利用がいただけます。

また図書館では、土曜日は午後7時まで、7月、8月の夏の期間は、木曜日以外も午後6時まで時間延長をいたしております。

土・日、祝日には、市役所出張所をご利用いただきたいと思いますと考えております。

コンビニでの諸証明書交付につきましては、コンビニ交付導入に伴います、市の電算システム構築費用等の経費が必要となります。

その他、コンビニ交付参加条件といたしまして、地方自治情報センターを通して行うこととなりますので、毎年、運営負担金が、本市の場合ですと年額300万円、保守関連費用として年額95万円が必要であります。

また、コンビニへの委託手数料といたしまして、1通当たり120円がかかることとなります。

このように、コンビニ交付導入には多額な経費が必要となりますので、現在のところ、導入の考えはございません。

終わります。

No.49 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
近藤千鶴議員。

No.50 ○7番(近藤千鶴議員)

それでは、順次再質問をさせていただきます。
通学路の安全対策についてですが、先ほど合同点検の箇所が 35 カ所と言われましたが、その 35 カ所というのは、どういう基準で出てきたものでしょうか。

No.51 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.52 ○教育部長(津田 潔君)

先ほど申しました 35 カ所の危険箇所、具体的にご紹介いたしますと、要望箇所の多かった事項からお話いたしますと、まず歩道の設置要望の箇所が9カ所ございました。そして、歩道のカラーペイント化が7カ所、一旦停止や交通規制の要望が6カ所、横断歩道の信号機の設置要望が5カ所、既存の横断歩道、外側線等の道路ペイントの補修箇所が5カ所、ガードレールの設置等の要望が1カ所、以上 35 カ所の点検箇所がございました。

以上、終わります。

No.53 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.54 ○7番(近藤千鶴議員)

この 35 カ所というのは、こういう場所というのはわかったんですけど、これを選んだ吸い上げ方というのは、どういうふうに各学校で、全市で 35 カ所というのはどういうふうを選んだのでしょうか、そこをお聞かせください。

No.55 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.56 ○教育部長(津田 潔君)

緊急合同点検を行います前に、各学校でそれぞれ通学路の総点検を行っております。

そして、そこで改善が必要なものはすぐ教育委員会に上がってまいります、信号機の設置とか、横断歩道の新設等というものは、学校単独では何ともしようがないということがございます。

そういうものを各学校で集めまして、それで35カ所決定いたしまして、各関係者、具体的には、愛知警察署、それから土木課の道路管理者と、そういう関係者と現地のほうを立ち会い、協議をしておるわけです。

以上です。

No.57 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.58 ○7番(近藤千鶴議員)

それでは、平成23年度から今年に入ってまで、豊明市内で通学時、下校時の交通事故の事件数は何件ぐらいあったでしょうか。

No.59 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.60 ○教育部長(津田 潔君)

登下校の児童生徒の事故についてお話しいたします。

平成23年度の教育委員会への報告事例、小学生で1件、中学生で3件、合計4件であります。

この内容を少しご紹介いたしますと、小学生では、話に夢中になって車道にはみ出してしまい、自動車と接触してしまった。

また中学生は、3件とも自転車での下校中に自動車と接触してしまった。幸い、すり傷や打撲等で済んでおります。

今年度、24年度については、今のところ、発生の報告は受けておりません。

教育委員会への報告以外、これら以外にも、登下校中に転倒して打撲したなど、軽易なものもあると思いますが、学校保健室、そちらのほうで対応できる範囲と聞いております。

以上です。

No.61 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.62 ○7番(近藤千鶴議員)

各学校の学区の中に、「子ども 110 番の家」というものが設置をされていますが、各学区ごとに、子ども 110 番という件数はどのぐらい件数があるのか。また、その子ども 110 番というものの整備状況というのはどういうふうになっておりますでしょうか。

No.63 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.64 ○教育部長(津田 潔君)

子ども 110 番の家であります。まず設置の過程について少しご紹介いたしますと、子ども 110 番の家は、平成9年度に小学生が通り魔的犯行で2名命を落とすという事件をきっかけに、愛知県警が通学路の安全確保の見直しについて、県教育長に協議を依頼しております。

その依頼を受けまして、愛知警察署長から市の教育長宛てに、関係機関が連携して児童生徒を犯行から未然に守れるよう、会議の要請がございました。

市の教育委員会では、警察を始め関係機関の代表と数回にわたって、その当時、協議をいたしまして、市P連の会長や、青少年の健全育成地区の連絡会長からも要請を受けまして、具体策として子ども 110 番の家、これを設置したものであります。

現在までに、市内で 1,044 件の協力の方がございます。

実際に子ども 110 番に逃げ込んだ事例というのは、統計上からとっておりませんが、各学校からの不審者情報、こちらのほうの具体的な事例は見つかりません。

しかし、子ども 110 番の家が通学路の周辺にあるということで、子どもたちに登下校時に大きな安心感、これを与えているというふうに教育委員会では理解しております。

以上です。

No.65 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.66 ○7番(近藤千鶴議員)

これは1つの事例ですけど、名古屋市の桜小学校というところの学校のホームページに、「安全マップ」というものが載っております。これの掲載には、子ども 110 番の家が全部、地図に載っているものがホームページで紹介をされております。

私はこれを見たときに、これは、子どもはなかなか地図、小学校の低学年とかでは読めないかもしれませんが、保護者の方がこれを見て、自分の子どもたちが通る通学路に、どこに子ども 110 番があるのか、また登下校中でもわかりやすいところと、豊明市の中でも、ちょっとわかりにくいところとかあると思うんですね。

ですので、こうやってマップに載っていれば、まず自分の子どもの通学路にはどこどこがあり、それを保護者の方が子どもにこことここがあるから、もし、これの、子ども 110 番の設置の始まりは不審者ということだったそうですけど、その不審者のときでも、また誰かが事故に遭ったとか、転んでけがをしたとか、そういうときにまた役立つのではないかと思うんですね。

こういう試みを豊明市の学校にも取り入れたら、保護者の方、また子どもの安全にもつながると思うんですけど、そのお考えをお聞きます。

No.67 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.68 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、安全マップをつくってはということでご質問を受けましたが、子ども 110 番の安全マップ、ホームページ等で公開されていると思いますが、まず子ども 110 番の家は、子ども自身が通学の途中で、ふだんの遊びの範囲とか、どこにあるかというのを知るのが一番大切なことである、そのように考えております。

そのために、下校の指導の折に、通学途上で使う可能性がある場合を確認させるようにしております。

今後は、このような機会の後に、各家庭でお父さんやお母さんとも話し合うことも指示しております。

各家庭では、下校指導中に子ども 110 番の家を確認したことを伝え、一緒に歩いてもらうというような啓発で、今現在行っております。

地図の中に子ども 110 番の家を1カ所ずつ明記する、先ほど全体で 1,044 件、1つの小学校でも 150 件程度の、市民の皆さんにご協力いただいております。A4サイズに 150カ所を落とすとすると、かなりその表示方法に工夫を凝らさなければいけないと考えております。

したがって現在、地図の作成、マップの作成等については、今のところ考えてございません。

以上です。

No.69 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.70 ○7番(近藤千鶴議員)

では、マップの作成のお考えがないということでしたけども、でも、下校時には子どもたちにこの子ども110番の、本当に協力していただいているので、子ども110番のことについて、話を家庭でできるように、今後も推進をお願いしたいと思います。

次に、通学路の安全確保ということで、平成23年度から「ゾーン30」という推進が提言、依命通達として出ております。

この趣旨は、全国的な交通事故の発生件数は、この10年で23%減少しているが、生活道路として想定される車両幅が5.5メートル未満の道路における交通事故発生件数は、10年で8%の減少にとどまり、全体に占める割合は高くなっている。

今後、さらなる交通事故の減少を図るために、住宅地域や商店街等の生活道路に最高速度規制30キロメートルや、一方通行等の交通規制を実施するコミュニティゾーン対策の一層の推進が重要とされるということで、ゾーン30の基本的な考え方は、歩行者の通行が優先され、通過交通が可能な限り抑制されるという基本的な構想に対する地域住民の同意が得られる地区をより柔軟にゾーンとして設定をする。

ゾーン内は、最高速度30キロの区域規制の実施を前提とし、その他の対策については、住民の意見や、財政的制約も踏まえつつ、実現可能なものから順次実施をしていくというものであります。

それで、選定、対策内容とかいろいろあるんですけど、選定、対策例として、現在の速度の区域規制を実施している場所で、学校、商店が集中しており、合わせて生活道路対策が必要と認められる区域、住民から通過交通が多い通学路となっている等の理由により、速度規制の要望が強い区域というふうにあります。

この考えは、子どもたちの通学路に対して、このゾーン30というものを、豊明市でも学校付近とか、とても交通量の多い学校等もあるので、これの推進を図っていただきたいと思っておりますし、この依命通達を昨年11月に発表され、またそれを受けて、8月9日には、文部科学省、警察庁、国土交通省は、再発を防止するために、安全対策について、道路交通などの専門家10人余りから意見を聞き、その結果を提言としてまとめたというものがああります。

提言では、通学路について、住宅地のいわゆる生活道路にある場合は、速度制限を法定速度などから時速30キロ以下に改め、幹線道路にある場合は、歩道を整備することが望ましいとしています。

さらに、居眠り運転の防止には、道路上の突起物を設置して、段差をつくと効果的だと指摘しています。

このほか、きめ細やかな安全対策を実施するには、行政機関だけでなく、学校側や住民との連携が重要だとして、通学路を利用している小学生、中学生、高校生からも、大人が

気づきにくい視点の意見を聞くべきだとしております。

これを踏まえ、8月30日からは、豊田市で、地図で見たら駅の近くでしたけど、市街地において速度規定ゾーン30というものが始まりました。

安全対策をして、この道路の危険性を感じられた部分も多いと思うので、このゾーン30というお考えと、それから今後、ドライバーに向けての啓発活動はどのようにお考えか、お伺いします。

No.71 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.72 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、ゾーン30についての考え方についてお話いたします。

議員が今おっしゃられましたように、ゾーン30につきましては、文部科学省、警察庁、国土交通省の協議によりまして、安全対策、時速30キロメートル以下にするという安全対策に関する提言書を取りまとめて、文部科学省もこの提言を受けて、各都道府県に対策を役立てるという方針で、今、通達等来てございます。

教育委員会だけでは速度規制ゾーン30という決定をするにはかないませんので、一度愛知警察署、関係機関と協議して、どのような形でゾーン30というものが設定できるのか、その辺の情報交換、協議等を考えていきたい、そういうふう考えております。

以上です。

No.73 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.74 ○7番(近藤千鶴議員)

それでは、迅速によろしくお願いいたします。

それから、次はちょっと市長にお伺いしたいんですけど、もう市長もご存じだと思いますけど、各学校では、子どもの登下校に対して、各地域で見守り隊という方が、本当にボランティアで活躍をしてくださっております。

朝は集団登校で一度で済むんですけど、下校時には、学年に応じて何回も、1年生が帰ってくる、中学年が帰ってくるということで、学校でさまざま違いますけど、1日に2度、3度とお家を出入りしながらも、子どもたちの安全を守るためにボランティアで行ってくださっております。

また、学校の行事に合わせて、本当に毎日同じ時間ではなく、きょうは何時だとか、そう

いう日程にも合わせて、多少ずれたり、学校からの連絡がちょっと漏れたりしたときでも、心を大きく持ってください、本当に見守って行っている現状があります。

そして、今回の緊急合同総点検に参加された区長さんからもお話をお聞きしましたが、「今までも見守り隊の方や、保護者の方、また地域の方から、通学路で危険箇所の指摘を受け、もうすぐ市の土木課へ要望も出しておりますが、なかなか改善をしてもらえない。

どうしても危ないと、またほかから、他の方からも要望が、同じ箇所で要望が重なった場合などは、もう一度いろんな写真を撮って要望書を、また土木課にも出しに行っているよ」というお話を聞きました。

そして今回、また緊急合同点検にも立ち会いをしてくださいましたが、「今回もいろいろな要望を出したが、これが実現、改善してもらうのはいつになるんだろうね」というお言葉も返ってきました。

でも、子どもの安全のためには、「改善を待つか、通学路の見直しのほうがいいのか、どうなんでしょうか」というふうにも真剣に悩んでおられました。

で、ここで、8月29日は名古屋市で、こういう今年に入ってから通学路の事故が多発したということを受け、通学路での事故を防げということで、カラー路肩10カ所を追加、名古屋市、延べ12キロ余りということで、本当に名古屋市は通学路の安全確保を守るために、道路幅が狭い延べ5キロ余りの区間で路肩を緑にする、舗装をするということで、9月定例市議会に予算の計上をされたという記事もありました。

市長は、昨日の川上議員の答弁の中でも、住んでよかった豊明市になってほしいとも言われました。今、小学生のお子さんは、将来の豊明を担っていく大事な人材でもあります。その子どもたちの命を守るために、通学路の安全確保はとても大切なことだと考えます。

通学路の安全対策は最優先で行ってほしいと思います。そのためには、予算も必要です。

市長はどのようにお考えか、お聞かせください。

No.75 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.76 ○市長(石川英明君)

まず、見守り隊の皆さんには、本当にうちの町内の地区でも、毎朝毎夕と立っていただいております。本当に感謝申し上げますと同時に、私自身の目指すまちづくりというのは、そうあるべきかなというふうに思っております。このことには、まず敬意を表したいというふうに思います。

それから、今言われたように、国からの通達もあつたり、また地域からの要望もあつて、具体的にやはり危険箇所ということで提示をされています。

予算についても、内部ではどのぐらいかかるということもちょっと検討はしております。

やはり緊急性のあるところ、そういうところから少しずつやっていきたいというふうに思っております。

もちろん今言われたような、歩道のペイントとか、そういう部分もやはり有効的になるなら、そのことも思いますが、予算ともちょっと、財政とも相談をしながらということを考えております。

それから、ただ単にこのことだけではなくて、先ほど言われたように、将来的に生活道路のあり方と、今ご提案もいただきました。

やはり段差をつけるということも大きいし、先ほど言われたような歩道をつくるということですね。

一方通行、それからゾーンの問題も、やはりそうしたことをきちっと整備をするというハード面もあるし、さらには、子どもたちの交通安全のやはり教育も、またドライバーの教育もすべてが一連で関連してくるのではないかなというふうに思っております。

そうしたことも含めて、整備を、整理をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

No.77 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.78 ○7番(近藤千鶴議員)

それでは、早急に検討していただいて、本当に最優先するものは何かということを検討して、子どもたちのためによりしくお願いいたします。

次に、2項目目の再質問に移らさせていただきます。

現在、本市では、住基カードの発行はどのぐらいの枚数が出ているのか、合わせて近隣市町の状況もお聞かせください。

No.79 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.80 ○参事(神谷巳代志君)

住基カードの発行件数でございますが、23年度末で、豊明市では発行件数 3,067 枚ということで、人口に対する交付率は 4.64%でございます。

近隣市町の状況ですが、日進市におきましては 2,859 枚で交付率 3.43%、長久手が 1,859 枚の 3.73%、東郷が 1,323 枚の 3.22%でございます。

少しこれ三河になります、刈谷が 4,544 枚で 3.19%、知立市が 2,293 枚で 3.46%という状況でございます。

ちなみに、全国平均の交付率が 5.1%、愛知県下の平均交付率が 4.25%でございます。終わります。

No.81 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.82 ○7番(近藤千鶴議員)

図書館においても証明書の発行を行っておりますけど、その状況をお聞かせください。

No.83 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.84 ○参事(神谷巳代志君)

図書館の市役所出張所におきます 23 年度の発行枚数でございますが、住民票、印鑑証明書、それから戸籍謄本、抄本等を合わせまして 6,336 枚であります。

このうち、土・日のみの分につきましては 4,041 枚でございます。

以上です。

No.85 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.86 ○7番(近藤千鶴議員)

先ほどの答弁では、今は導入の、コンビニ交付ということは導入のお考えはないというお考え、答弁でしたけれども、先ほど壇上でもお話ししましたが、来年春にはローソンとサークルKの交付サービスが始まります。

そして、住民票と印鑑証明書が、初めは証明書発行が多かったんですけど、2012 年 2 月 1 日からは税の証明書発行も可能となっております。現在では、11 市町村が税の証明書も発行をしております。

それから、22 年 2 月からこのサービスが始まったんですけど、その 1 年後に、財団法人地方自治情報センターの井上さんという方が、この交付の効果についてインタビューを受けている記事があります。

22 年 2 月から始まり 1 年たって、先行団体の状況から、コンビニ交付の導入効果をどうご

らんになっていますかというところで、大きく2つありますということで、住民の利便性の向上です。コンビニ交付の特長として、早朝、深夜、休日でも証明書が取得できる。居住する市町村にかかわらず、最寄りのコンビニで取得できる。そのために、日中は都市部で仕事をしているなど、住民の生活圏と行政エリアが異なる場合でも、勤務先近くで取得でき、また窓口があいていない早朝、深夜の時間帯や休日にも取得することも可能になります。

既にサービスを実施している市町村で、導入効果についていろいろ調査をしていて、例えば窓口時間外、平日6時半から8時半、平日の17時15分から23時及び休日の利用が全体の41%を占めているそうです。

また、ある調査では、ある市では、28.4%が市外での取得をされています。また、遠い県外でも使用された事例があったそうです。

これは、「コンビニ交付が多様化する住民の生活スタイルに適合し、利便性を大幅に向上する可能性を秘めているあかしの1つでしょう」と言われております。

また、もう一つの導入効果はということで、行政事務の効率化の効果も期待されます。そもそも窓口には、住民に対して必要なサービス内容や手続方法を案内するといったコンシェルジュとしての役割が求められています。

住民サービスが多様化したことで、窓口では説明等に多くの時間を必要とするようになり、住民の待ち時間となる傾向にあります。それが事務の効果率につながりましたということで、本市でもお伺いしましたら、やっぱりさまざま、その人にとって取得する証明書が違いますので、ただ住民票、印鑑証明だけの方は、前の方がいろいろ「これが要るんだけど、どうなんだろう」と市の方に尋ねられても、自分はこれだけなのと思って待っている方もやっぱり多々見受けられ、そういう方にとっては、とても事務に対しても効率化につながるのだと思います。

そして最後に、この人は、「コンビニ交付は多くの市町村や事業者に参加していただくことで、国民が利便性を身近に実感できるサービスとして、全国に定着するものと確信しています。我々として、コンビニ交付の一層の拡充と普及推進へ、今後も積極的に取り組みたいと考えています」というふうにお話がありました。

現在はお考えがないということでしたけど、こういう本当に市民に対しても利便性が高いということなので、もう一度、今後の導入のお考え、将来のお考えをお聞きしたいと思えます。

No.87 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.88 ○参事(神谷巳代志君)

先ほどもご紹介いたしました、現在、図書館内の市役所出張所での、例えば土・日の証

明書の発行枚数なんですけど、4,041枚というふうにご紹介いたしましたが、例えばこの方たちが全員コンビニでの交付ということで、そういったサービスを受けられるということになりますと、先ほどご紹介しました、年間395万円の費用が今の現在の費用、通常費用にプラスかかるということで、例えば4,041枚で割りますと、1通当たり977円、これにプラス1件当たり120円の手数料がかかりますので、1枚当たり1,097円、1,097円が現在の費用にプラス新たにかかるということでございます。

そして、ちなみに、住民票の手数料は200円でございますので、現在その費用対効果の面からいきますと、なかなか導入は難しいと考えますが、先ほど議員も申されましたとおり、今後コンビニがますます増えてくるというような状況と、あと、現在このコンビニでの証明書交付に必要な住基カードが、今国会では成立しませんでしたけど、マイナンバー制度ですね、個人番号制度に変わって、また新しいカードに移行するというようなことも近い将来ございますので、そういったことも踏まえまして、今後、他市町の実施状況等も勘案しまして、市民サービスの観点からいくと、いろいろメリットも多いようでございますので、いろいろなことも状況を含めてまして、今後の方向性を慎重に研究してまいりたいと考えます。終わります。

No.89 ○議長(安井 明議員)

近藤千鶴議員。

No.90 ○7番(近藤千鶴議員)

市民サービスにはつながると思うんですけど、費用対効果を見るとなかなか難しいようなんですけど、市外にお勤めの方には、本当に1枚の住民票でも、取るのにいつ市役所に行こうか、図書館に行こうかというのを、自分の日程をいろいろ都合しながら取っているという、また若い世代の方なんか、特にそういう声を聞きます。

住民サービスを考え、またマイナンバー制度はちょっといつ成立するかわかりませんが、そういう切りかえの機会にでも、そのときには図書館業務等も、どちらがいいか考えていただいて、コンビニのほうに移行していただいたりとか、そういう切りかえのときに、本当に市民のためを一番重視して、市役所内で各部と相談をし、財政の面からもほかの市町の住民票の証明書発行の料金も今回調べたんですけど、やっぱり豊明の200円というのは一番安い値段で、本当に市民に対してすごくサービスをしているなということもわかりました。

他市町では、もっと住民票だけで300円、350円取っていて、今回コンビニ交付にするのに50円値下げをしたとか、そういう市町もありました。

今の市民サービスを行っているということも本当によくわかりましたけれども、さらに市民サービスにつながるように、マイナンバー制度の機には、このことを検討し、また愛知県のほうでも、いろいろこういう勉強会とかもあるというふうにもホームページに載っておりますし

たので、いろいろ調査研究して、前向きに検討をしていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

No.91 ○議長(安井 明議員)

これにて、7番 近藤千鶴議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時 15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時3分休憩

午後1時15分再開

No.92 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

なお、お手元に配付をいたしました本日の議事日程の中で、前山美恵子議員の氏名の記載に誤りがありましたので、訂正をいたします。

20番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.93 ○20番(前山美恵子議員)

では、議長より発言の機会をいただきましたので、壇上より質問をさせていただきます。

まず1点目、生活困窮者を助ける行政システムを求めて質問をいたします。

市民の方が水道料金の滞納で給水停止になりました。

もちろんその前には、電気、ガスもとめられ、その後、水道もとめられたわけですが、その方が水道水を公園で飲んでおられるところを近所の人が見つke、福祉課に通報されたことから、すぐに生活保護を受けることになったという話を耳にしました。

さて今年に入り、札幌市や福島、埼玉、東京などで、孤立死や餓死が相次いで報告をされておりますが、これらの問題で、厚生労働省は2月23日に地方自治体に、電気、ガス事業者等と連携をして、生活困窮者の把握を求める通知を出しております。

その背景に、同様の通知が2000年以来6回も出されているのですけれども、この通知が機能してこなかったということがあります。

本市の場合、福祉課が機転をきかせ、すぐに動いていただいたこともあり、餓死を未然に防ぐことができました。

ところが、福祉課が動くにも、情報がなければ動くことができない。本市でも同様の問題が今後起きないとは限りません。

そこで、何らかの対策が必要であると考え、今回質問を用意いたしました。

まず1点目、生活困窮者世帯の把握、保護は行政の責任になっております。

生活困窮者の把握として、ライフライン事業者との連携の強化についての質問でありま

す。

料金滞納で一番早く供給停止に至るのが電気、ガスと言われており、生活が困窮をしていても、自分から声が上げられない人を早急に把握する手段としては、ライフライン業者と連携を強化することが最良だと考えるのですが、この点についてお考えをお聞かせください。

2点目として、その次に供給停止になるのが水道であります。

私は、水道企業団の議員として、7月議会でこの問題を質問したところ、「関係市町との連携は強化していきたい」という答弁をいただきました。

ぜひ本市においても取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

3点目として、生活困窮者への生活保護制度の周知の方法として、本市ではホームページに制度のあらましを掲載しております。

そこには、保護を受ける前に努力することとして、能力に応じて働くこと、扶養義務者からできるだけ援助を受けること等々、十分に努力しても困られる場合に、初めて生活保護の対象となるという記載がされています。

これでは、生活困窮者を窓口から遠ざけてしまうのではないかと考えるのですが、この点について改善をしていただくよう、ここに求めるものです。ご答弁ください。

2つ目の質問に入ります。

学校施設など、老朽化に対する改修などの整備計画策定についてであります。

今年は、市制40周年を迎えて記念行事が行われていますが、40年前は、豊明市が誕生したことで人口がどんどん流入してきた時期でもあり、それに伴い、市役所の庁舎、学校、保育園、図書館、給食センター、下水などが整備されてきました。

もともと公の施設は、「住民の福祉を増進する目的を持って、その利益を供するための施設」と規定されているように、私たちの住民の日常生活に欠くことができない施設となっております。そのため、長く使用していくことが大切となります。

そこで、40年たった今、各施設の老朽化が心配をされます。

毎年の実施計画でも、施設の老朽化対策として、部分的な改修が項目として幾つか目につきますが、そのうちに大きな工事が、しかも突然、幾つかの施設で同時に必要になってくるのではないかと心配するところでもあります。

ちょうど知立市では、今年度、学校施設だけについてではありますが、施設の長寿命化を図るため、学校施設整備計画を策定するそうであり、大変重要なことと感じました。

そこで、これに関連して、本市の施設老朽化対策について質問をします。

1点目として、学校だけでなく、他の施設も老朽化が進んでいると考えられることから、施設の改修に関する年次計画、これは内部で考えておられるのでしょうか。

また、考えておられるとしたら、その財源はどのくらいかかると見ておられるのでしょうか、お答えください。

また、いずれ大規模な改修や長寿命化が必要になってくると考えられます。

専門業者などでコンクリートや鉄骨部材の欠損や中性化、また内部の電気及び機械設備等の状況を調査し、問題点や課題を明らかにしてもらい、その上で施設の中長期的な改築・改修計画を立てて、施設の長寿命化を図っていくことが必要だと思いますけれども、この点についての見解をお聞かせください。

3点目の質問に入ります。

課税自主権により法人税の超過課税導入を求めて質問をします。

地方税法第5条において、「市町村税は、普通税及び目的税とする」と記載をされており、5条3項と、それから7項には、「条例を定めれば、法定税目以外に税目を起こして、普通税、目的税を課することができる」とされています。

これは、本市がみずからの意思や判断で独自に税を課することができるわけでありませぬ。

この制度は以前からありました。国の認可を受けることを条件で可能とされていましたが、地方分権一括法において地方税法が改定をされ、課税自主権の強化が図られました。

法定外普通税や目的税の新設などに、国の認可制が廃止をされて、事前協議制のもとで、特定の費用に充てるためならば課することができるようになったわけです。

そのため最近では、私たちの住民税の均等割に、大震災の復興財源を充てるために500円、これが上乗せをされることに決まりましたが、これもこの制度を利用して定められたと思います。

このとき、法人税は5%、法人税は減税をされているということも申し上げておきたいと思ひます。

さて、そこで今回、私から法人税率の引き上げについて提案をしたいと思ひます。

今、各自治体はリーマンショックの影響で税収が減収になり、財政的に苦しんでいます。

そこで、全国の自治体で、課税自主権を活用し、法人税率を標準税率、今は12.3%ですが、これを上限ぎりぎりの14.7%まで引き上げ、新たな財源の確保を図っている自治体が増えているそうであります。

上限まではいかなくとも、14.5%などの超過課税を課している団体、これが愛知県内では14団体存在をいたします。

しかし、これは全国規模で見ると、1,000団体を超えているそうであります。全国の自治体は1,719団体ですから、相当の数の団体が超過課税をしていることとなります。

そこで、質問をいたします。

1点目として、本市では、標準税率12.3%を採用していますが、14.7%を採用していないのはどうしてでしょうか、お聞かせください。

2点目に、例えば法人税率を14.7%にした場合、その税収額がどれだけ増額になるのでしょうか。これは、例えば出資金1億円以上の企業にかけるとしたら、という例で挙げてい

ただきたいと思います。

3点目に、本市でも導入に向けて検討はいかがでしょうか。

その目的として、先ほど質問しましたように、施設の老朽化に伴う改善整備のために莫大な費用がかかるわけですから、この目的で費用負担をお願いをしてみてもよいのではないかと考えますが、ご答弁ください。

4点目の質問に入ります。

事業仕分けの改善を求めて質問をします。

9月に行われます事業仕分けの対象の20事業が選定をされました。

本市の事業仕分けは、行政サービスを外部や市民の目線で、そもそも必要か、民間と行政のどちらが担うのか、見直しが必要かなど、事業の必要性やあり方を市民のみんなと一緒に考え、事業を見直す機会とするため実施するとしています。

そこで、まず実行されたのが市民投票であったわけです。

当初の40事業から20事業での選定に、6万7,000人の中の34人という状態でした。

1人5票の投票権があり、わずか3票で仕分けの対象になってしまったという事実疑問の念を抱き、市民にとって重要な行政サービスが、わずかな市民の声で切り下げられないためにもと思い、質問を用意しました。

1点目として、当初の対象事業40事業ですが、この選定基準はどのようにして決められたのでしょうか、ご答弁ください。

2点目として、仕分け人についてであります。

コーディネーターと仕分け人3人を外部から招致して、仕分け作業にかかわってもらうことですが、地域住民の代表でもなく、地域の実情を知らない、ただ事業仕分けのノウハウを持っているということで、事業仕分けの先頭に立っていただくには疑問を感じますが、この点についてどうお考えでしょうか、お答えください。

3点目として、本市と同じ委託先の滋賀大学研究センターが行った西尾市の事業仕分けを傍聴してきましたが、その事業に対する利用者の声が、特に社会的弱者の声が届かないと感じました。

このような欠点について、改善策は考えておられるのかお聞きをいたします。

以上、ご答弁をください。

No.94 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.95 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部所管の生活困窮者を助けるシステムをについてご答弁申し上げ

ます。

生活に困窮された方が、公共料金等を滞納して、水道、電気、ガス等の供給をとめられた状態で発見されるという、大変痛ましいケースが全国的に発生をいたしております。

生活に困窮された方に関するライフライン情報が、関係機関等の連絡、連携により、福祉部門につながれば、憲法 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行う生活保護を始め、必要な福祉サービスの利用ができるようになると思います。

そこで、生活に困窮された方に関する情報を市町村の福祉部門に収集できるように、厚生労働省は都道府県に通知を出しております、これを受け愛知県は、ライフライン事業者等との連携協定のための協定書策定に向けて、現在調整中である旨の通知をいただいております。

当市といたしましては、愛知県とライフライン事業者等との協定書が策定され次第、管内の水道、電気、ガス等の事業者等との連絡・連携体制強化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ホームページに記載されております生活保護制度についての解説文についてであります、今後、より市民の方にわかりやすく、相談に来庁しやすいような文書に改めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

No.96 ○議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

No.97 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、行政経営部所管の中から、お答えを1つずつしてまいりたいと思います。

まず、公共施設の改築、改修計画を策定していく必要があるのではないかというご質問でございます。

本市は、昭和 47 年の市制施行後の人口急増や社会資本整備に対応してまいりました。

そして、学校等の教育施設、保育園等の福祉施設、公民館や文化会館、都市計画道路などの都市基盤整備を進めてきたところでございます。

施設の耐震化は、各方面のご理解、ご協力によりまして、耐震化補強工事は一段落をしております。

今後は、本庁舎や非構造部材等への対応が必要と、認識のほうをしております。

さて、公共施設も年数を重ねておりまして、ご指摘のように、実施計画には防水塗装や水道やガス管の取りかえ、機器の更新等が計上されております。

しかし、財源との関係から、優先順位を詰めて実施をしていることから、先送りをせざる

を得ない計画も出てきておるのは事実でございます。

ただ、今のところ、大きな損害や支障については発生をしておりません。

定期的な機器更新や予防工事で公共施設を長寿命化することは、税金を大切に使うということにもなると考えております。

今年度中に、今後インフラに必要な修繕費を積算をいたしまして、計画のほうをつくっていく、そのスタートとしたいというふうに今考えております。

続きまして、課税自主権により、法人税の超過課税導入を求めてというご質問でございます。

地方税法は、大部分の地方税について標準税率を定めておりますが、その標準税率の定めのある税は、標準税率を超えて超過課税を行うことができます。

ただし、一部の税には上制限税率が設定され、議員がご指摘の法人税割は標準税率12.3%、上限の制限税率が14.7%でございます。

超過課税に、地方税法第1条第1項第5号に規定された標準税率に関連して、「その財政上、その他の必要があると認められる場合において」という規定が適用されるものと考えております。

昭和44年2月の自治省税務局長通知には、「財政運営の合理化を一層図り、超過課税をできる限りしない旨」とございます。

確かに、地方公共団体が課税自主権の活用によって税収を確保することを企画し、必要に応じて活用すべきと考えますが、超過課税は通常以上の税負担を納税者に求めることとなります。

厳しい財政状況のもとでの運営ではございますが、本市においては、財政運営全体を見直すことをもって、財源対策を行います。

しかしながら今後、扶助費や施設老朽化対策として、著しく財政上の特別の理由が生ずるときには、法人税の超過課税の導入について研究したいと考えております。

次に、事業仕分けの改善を求めてということでございます。

まず1番目として、当初の対象40事業の選択基準はどのように決められたのかというご質問でございます。

平成24年4月に、平成24年度豊明市事業仕分け実施要綱を作成いたしました。

そして、4月の24日付で各課に事業仕分けの実施要領を示し、全事務事業から次の5つの基準により、該当をする事業の提出を依頼をしておるところでございます。

まず1つ目として、短期間で終了する事業ではなくて、継続して行うもの。

2つ目として、市の裁量が大きいもの。

3つ目として、事業費がおおむね500万円以上のもの。

4つ目として、担当課として特に見直しが必要と考えられるもの。

5つ目として、市民の判断を直接仰ぎたいもの。

ということで、その後、各課から提出された事業と、23年度に準備をしておりました105の候補の事業から精査をいたしまして、経営戦略会議に提出し、最終的に40事業を決めさせていただいております。

2番目のご質問、実情を知らないコーディネーター、仕分け人による判定には疑問があるということでございます。

今回の事業仕分けにつきましては、滋賀大学の社会連携研究センターに委託して実施をいたします。

滋賀大学は、平成18年より事業仕分けに取り組んでおまして、自治体同士は同じような事業が多いことから、他の自治体での経験が生きてまいるというふうに考えております。

また、外部の目が入ることで、利害関係にとらわれず、ゼロベースでの議論が可能かと思われまます。

なお、仕分け人には、2名ずつ市民の仕分け人もご参加いただきますので、地域の声も生かされるものだというふうに期待をしております。

3つ目のご質問です。

仕分け事業に利用者の声が反映されていない、改善策をとということでございます。

まずは、判定結果を尊重することと思います。

公開の場で説明をすることで、政策ではなく、お金の使い方の事実関係を説明することによって、課題が浮き彫りになります。

言いかえれば、事業仕分け実施後が重要であり、結果は担当課のほうで整理をいたしまして、その結果を経営戦略会議へ報告の後、翌年度以降の事業計画に反映をしていくこととなります。

以上です。

No.98 ○議長(安井 明議員)

津田教育部長。

No.99 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部所管から、2項目目の学校施設など老朽化に対する改修などの整備計画策定についてお答えいたします。

学校の耐震補強工事については、今年度をもちまして完了いたします。

耐震補強工事の設計段階で、建物構造体のコンクリート強度や鉄骨部材の現地調査を実施し、強度確認を行っております。

建物の構造体につきましては、現時点で問題ないものと考えております。

以上、終わります。

No.100 ○議長(安井 明議員)

伏屋行政経営部長。

No.101 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほど前山議員の質問の中で、法人税の超過課税を実施した場合、幾らぐらいの増収になるかということでございます。

1億円以上の資本金の会社のもので試算いたしますと、約 4,500 万円の増収になるというふうで、試算のほうをしております。

答弁漏れがありまして、申しわけございませんでした。

以上です。

No.102 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

前山美恵子議員。

No.103 ○20番(前山美恵子議員)

では、生活困窮者のほうから、再質問をさせていただきます。

厚労省のほうから県のほうへ通知がいった、今、愛知県が協定書を結んでいるということで、管内の電気、ガス、それから水道も含めて、これから連携をしていくということのご答弁でした。

私も壇上で申し上げましたが、2000 年からこの厚労省のほうの通知がもう何回も出ているんですね。

もうそのころから餓死の事件がっぱい起きていましたので、そういうことで出されたんですけれども、なかなか民間のライフライン業者と、それから公共のところと連携を組むということが大変難しく機能してこなかった。

それは、1つは個人情報保護法の関係とか、それからライフライン業者がどの時点で連携というか、「この人、滞納していて危ないよ」というようなことを、福祉事務所に連携するタイミングというのはなかなか難しいということで、なかなか今、業者のほうがちゅうちょされていたという、そういう事情があるようなんですが、今回はそういう点では進みそうなんだけれども、この協定書を結んで、これが本当に実現、実行しないと困るわけです。

で、そのお知らせをしていただける基準みたいなのが、やっぱり必要かなというふうに思うんですけれども、今回その問題が起きたのは、水道の給水をとめて、それからしばらくしてから近所の人が通報して助かったわけ、そこまでがぎりぎりの状態かなというふうに思うんですね。

そうした場合、ライフライン業者のほうから通知をしていただくのに、栓をとめてもお金を

持ってこない、とめたらすぐお金を持ってくるというのが大半らしいんですけども、それでも持ってこないという人について、福祉事務所のほうで連絡をしてほしいというような、そういう詳細なことを決めないと、機能してこないかなというふうに思うんですけども、そういう点について、これは県を通してお願いをしていただけるんでしょうか、ちょっとその点をお聞かせください。

No.104 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.105 ○参事(神谷巳代志君)

ただいま、県とライフライン業者との協定がどんな内容で結ばれるか、そのライフライン業者から個人情報をもどの程度、どんなタイミングで提供いただけるかということ、県とライフライン業者との調整を現在待っている段階でございます。

その内容を見まして、今後詰めてまいりたいと考えておりますが、今、議員が申されましたとおり、厚労省から県に通知がありまして、県がライフライン事業者と調整をして、その後、市町村とライフライン事業者が連携協定を結ぶということで、その協定書案も含めて県が調整中だと聞いておりますので、その成り行きを見守りたいと考えております。

終わります。

No.106 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.107 ○20番(前山美恵子議員)

じゃ、よろしく願いをいたします。

で、それから、もう一つ問題は、なかなか生活困窮者であっても、みずから声が上げられない、それからやっぱり生活保護を受けにくいのはちょっと恥ずかしいとか、いろいろそういう気持ちが働くもんですから、なかなか行けないんですけども、そういうときに、まずライフライン業者の人たちが催告通知を出すときあたりに、やっぱり「金銭的にお困りなら福祉事務所へ行ってください」というようなリーフレットか、ちょっとチラシか何かを入れていただくような、そういうことも必要かなと思うんですけども、お願いできるでしょうか。

No.108 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.109 ○参事(神谷巳代志君)

まず、水道につきましては、企業団へそのようなリーフレットを入れるような要望はいたしたいと思います。

ただし、この企業団につきましては、構成市町、他の市町もございますので、構成市町が合意の上で実施ができるように、それも合わせて企業団に要請をいたしたいと思います。

あとガスと電気につきましては、これは事業者が愛知県中をカバーしておりますので、豊明市だけでは何ともならないところがございますので、これにつきましては、機会を見つけて、県を通して働きかけをしたいと考えております。

終わります。

No.110 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.111 ○20番(前山美恵子議員)

じゃ、生活困窮者の次の3点目の質問なんですけれども、改善をしてわかりやすい文書にさせていただけるということで、もともと、ちょっと先ほど壇上でも言いましたけれども、「能力に応じて働いてください」とか、「扶養義務者に支援してもらってください」とか、とても生活困窮をしたときに行こうというような文章に、これ4項目がついているんですけれども、これはほとんどなし、削除していただけるんでしょうか。

その点をお聞かせいただきたいのと、わかりやすい文章にということなんですけれども、要するに、困った場合にここへ来れば助かるんだよというような思いが伝わっている内容にしないと、これはいけないんですよ。わかりやすいだけではなくて、そういう点に直していただけるかということ。

それからもう一つ、ここの中に入っている、「扶養義務者からできるだけ援助を受けてください」という、これも削除をしていただければいいんですけれども、今、国が、誰だっつけ、お笑い芸人のお母さんが生活保護を受けておったという、そういう問題が全国的に問題になって、それから、その問題から扶養義務者の支援を受けるように強化をしなきゃいけないという、今、国の動きが、そんな改悪の動きがされているんですけれども、これはもともと生活保護を受けるのに、扶養義務者の義務、受ける扶養義務者が支援をするという義務はもともとないわけです。

ですから、国の動きに対して、やっぱりそういうことになったら、扶養義務者のほうも共倒れになってしまうという可能性もあるものですから、この点について、やはり国のほうに言っていたいただければというふうに思いますが、お答えをください。

No.112 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.113 ○参事(神谷巳代志君)

まず、生活保護制度についてのホームページでのご案内なのですが、議員も申されますとおり、結構たくさんの項目が、それもかなり難しいような表現となっております。

こういった細かい話は、相談に来ていただければ、その段階でいろいろお話しはできると思いますので、その難しい部分は削除してまいりたいと思いますし、あと表現が、やはり役所の文章でございますので、若干やさしさが無いというんですかね、そういったところも見受けられるような文章もございます。その辺は改善をしてまいりたいと考えております。まあ相談に来やすいようなご案内にしたいと考えております。

それから、扶養義務の関係でございますが、これにつきましては、以前から豊明市におきましても、扶養義務調査等を行っております、扶養していただける方には扶養をお願いしているということでございますが、まだ国のほうからも、そういった通知等は来ておりませんので、来た場合、そういったものを見ながら、今後対応してまいりたいと考えております。

終わります。

No.114 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.115 ○20番(前山美恵子議員)

ちょっと気がかりなところもあるんですが、ちょっと先へ進みます。

老朽化対策として、今年中に積算をつくってということで、先ほど学校の報告、学校施設の関係についても報告をしていただきました。

学校施設ですね、現時点はマルですよ。マルなんですけれども、これからまだ長く使っていくかといけないもんですから、これからの計画としては長寿命化、これからどれくらいもたせるためにどういうことが必要かということ、今回私は求めているわけです。

たまたま2~3年前に、私はいろいろ各出先機関も回らせていただく機会が多いもんですから、いろいろお話を聞くんですけども、1つは、学校給食のときに、目に見えないボイラーがあるとき突然壊れてしまったということがあって、修理がその日のうちにできないかもしれないからということで、学校のほうに「明日は弁当だよ」ということをお知らせをしたら、子どもたちの生活環境が大変厳しいところがあって、お母さんがお弁当をつくれなとか、そういう問題があって、子どもがパニックになったという話を聞いたんですね。

いかに施設が1回壊れると、市民にどれだけ影響があるかということ、本当にそういうことでは物語っているように思うんです。

たまたま、それはその日のうちに何とかおさめたんですけれども、各施設の担当のところは、いつ壊れてどうなるかなというのは毎日心配で暮らしておるという状況なんですね。それで、見えないところで、やっぱりそれというのがじわじわと来る。

毎年のように、実施計画では、水漏れのために防水対策を大金をかけてやったり、エアコンの修理をやったりとかしているようなので、これが早いところ、どれくらいかかるかということ、みんなの前に明らかにして、これからどれくらいの費用が要るかということ、明らかにしてやっていかないといけないと思うんです。

豊明市の財調基金が現在12億円くらいと、土地開発基金が8億円ありまして、二十何億円しか基金がない。

そういう中で、施設のこれから改修が本当に何十億というふうにかかるとなると、これはすぐにはできないんじゃないかなというふうに思うんですから、まず計画、そして資金計画、これを明らかにしていただきたいと思うんですけれども、全然内部では、どれくらいかかるかということも、まだ全然考えてもないわけですか、ちょっとお聞かせください。

No.116 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.117 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

どの程度の修理費がかかるのかということですが、民間のコンサルティング会社が出しております簡易な積算表というのがございます。

それで試算もしておりますが、もう少しきめ細かくやらないと、ちょっととても公表にはたえられないだろうということで、現在、秘書政策のほうでその試算をしておるところでございます。

議員がご指摘のように、かなり防水塗装、防水の関係だとか塗装の関係、それこそ水道管やら何やら老朽化がかなり進んでおります。そのことは、市の内部でも重要な課題であるということで、部課長会の中でも議論をかつてしたということでございます。

昨日の答弁でもしたんですが、新たなそういう施設の改修のための基金も、できましたらつくって行って、積み上げて行って、来るべきときに備えたいというふうに思っておりますが、議員がご指摘のように、まずは調査を詳細にすることが肝要ではないかというふうに思っております、それが市役所の技師でできれば、ぜひやっていただきたいし、民間の調査に委ねないといけないということになれば、予算化してやっていきたい。とにかく計画をつくっていきたいということでございます。

あとついでに言えば、そういう計画をつくると、学校施設なら学校施設で、国のほうから10分の5.5だとかという補助金もいただけるということがわかっておりますので、計画がないと、またそれももらえないものですから、そういった準備もしていきたいというふうに考え

ております。

以上です。

No.118 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.119 ○20番(前山美恵子議員)

ではぜひとも、普通、市長がかわられて、本当にいろいろな新しい事業をやりたい、やりたくって前へ前へという気持ちはわかるかもしれないんですが、施設も、これが一番ハードな部分として一番基本となるところですので、ぜひとも取り組んでいただきたいと思えます。

税のほうに入りたいと思いますが、試算をしていただいたら4,500万円ということなんですけれども、私は知立市が5年前にやったときに、議会でちょっと取り組んだらどうかということをお願いさせていただきました。

そのときは、まだそんな流れにならなかったんですけれども、今回よくよく全国を見てみたら1,000以上、1,022団体、現在では1,022団体が超過課税をしているということで、最近ですね、藤枝市が、これ5年更新になっていますので、申請をして認可をされると5年間は14.7、それからまた5年更新、再更新、再更新というふうでできるわけです。

名古屋市は、もう25年ぐらい前からやっていますかね。

で、最近、藤枝市のをちょっと見てみましたら、5年前にやって、その5年前は、藤枝市も教育日本一を目指すために皆さんにお力をいただきたいということで、5年間で5億6,000万円、これを使わせていただきましたと。

図書館をつくたらしいんですけれども、この図書館ができて、そうしたら、次は危機管理体制に財源を充てたいので、また5年更新させてくださいというのが、ホームページで載っていました。

ですから1回始めると、名古屋市のように何回も何回も更新されて、ずっと安定的な財源が得られるということです。

豊明市、愛知県で14団体しかないんですけれども、そういうふうで考えれば、これは全国に目を転じれば、こんなにたくさんやっているからやってもいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、これをやられないというか、そういう理由、やってもいいんじゃないかと思うんですけれども、されないという理由を、もうちょっと明確に言っていただけないでしょうか。

No.120 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.121 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

確かに先ほどから議員がおっしゃいましたように、施設の改修だとかということでも、また費用が生じてきます。

ということで、豊明市の収入を何とかしてどこかで上げないといけないという、そういう状況というのは私どもは考えております。

ただ、今の状況というか、社会環境の変化といいますか、リーマンショック以降の景気の低迷がずっと続いておりました、今回も扶助費のほうが相当上がっております。

そういったこともあって、企業にしても担税力、税を負担する力というのが、今の時点で低下をしているというふうに考えないといけないと思います。

さらには、ご存じのように消費税法案が通りまして、この数年の中で8%から10%に上がっていくということで、さらに税の負担というのは、企業においても負担が増えると、増加するというところでございます。

そういったことを考え合わせると、今そういったタイミングでやるということが、ちょっとどうなのかなということで、研究が必要ではないかということでありまして、豊明市といたしましては、市長の方針で使用料や利用料の負担も下げていっております。

市外から人に来てほしい、豊明に住んでほしいというような、そういった環境を子育て支援等を通じてやっていきたいというふうに考えておりました、企業も同じでございます。

そうしたことで、企業さんにも来ていただいて、少しでも税収のほうも増やしていきたいというふうに考えております。

そういったことから、今すぐに14.7に上げるということは難しいんじゃないかと。

ただ、先ほど申し上げたように、財政上の特別な理由があって、藤枝のように特定の目的にということが明確になってくれば、また、その時点で検討していきたいというふうに考えておりますが、現時点はそういった社会環境等の変化やら、豊明市が今やっている政策との整合性ということで、今の時点ではできないということを申し上げたいと思います。

以上です。

No.122 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.123 ○20番(前山美恵子議員)

私は、この4,500万円の増収になるその基準を、資本金1億円以上ということでお願いをしました。法人税ですね。

私たち庶民は、この間、定率減税が廃止をされ、配偶者特別控除が廃止をされ、年金者には公的年金控除の縮小があり、それから一般の家庭には、年少扶養控除が廃止をされ

ました。

それから、お年寄りも、非課税、公的年金、何か住民税の非課税が限度額廃止になったりとか、もうずっと増税、増税なんですけれども、法人税のほうはかつては43.3%だったんですけれども、2011年の菅政権のときにこれ5%下げまして、今では26.5%です。もう随分下がっておるんです。

それと、それから法人税というのは単一税率で計算をしますので、大企業ほど有利、物すごく有利でして、本来なら26.5%なんだけれども、ほかに優遇税制、いろいろ開発優遇税制とかいろいろありますよね。

そういうことを考えると、法人税というのは12%ぐらい払っているところぐらいとか、そう言われる、もう優遇されている状況なんです。

ですから、そういう状況を考えれば、今一番、大変私たちはもう税源が欲しいところですよ。そういうことでお願いをしたらどうかというふうで、質問をしたわけです。

明確な理由と言われたんですが、最近、導入をされた大阪の箕面市、ちょっとお聞きをしましたところ、これは20年にはまず半分、13.5%に引き上げました。

それが、あちようどいいということで、14.7に21年から上げたわけです。

それで、「理由をどうしたの」と聞いたら、まず10年前にそういうことを考えたんだけれども、そのときは諦めたけれど、もう今、財政難になってきたもんだから、その財政見直しをするに当たってお願いをしたいということで、14.7%に上げたんです。

で、「企業の皆さんは文句言いませんでした？」と言ったら、「もう大阪はほとんど14.7で、うちが一番遅いぐらいなので、もうすんなりと、商工会の会長にただ挨拶しただけ」というふうで導入をされて、で、もう年間2億円ぐらいずつの増になっていると言うんですね。

ですから、もうそういうことを考えれば、企業のほうに、で、まあ1億円以上のほうにお願いをしてもいいんじゃないかなというふうで提案をしているんですけれども。

それからもう一つは、豊明市で一番大きな企業がありますよね。製氷機をつくった企業、その本社が島根県出雲市なんですけど、もうここも14.7にしておりますので、ここ豊明から出雲市へ行っちゃうということはありません。

ですから、そういう点でも、これは考えてもいいんじゃないかなというふうに思うんです。

もう一つは、消費税がこれで8%、10%になりますと、その前に企業というのは駆け込みでいろいろやります。消費税が上がってからは、もうほとんど景気低迷になるものですから、税収も入ってこないとか、法人税はもともともうかっている企業が払う法人税ですので、足腰の弱いところは法人税は余り払っていないということを考えればいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

No.124 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.125 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

いろいろとご指摘いただきました。

特に1億円以上の業績のいいところからいただいてという、そういうお話ですが、先ほども申しましたが、今、国のほうで消費税のほうも上げると言っておりますし、社会環境も本当に厳しくて、企業さんも非常に企業努力をされた中で収益を上げておられるというふうに認識をしております。

そういったことで、なかなか苦しい中でありますが、私どもも、そういう増税というのは最後の手段にしたい、行革を進めていながら歳出の削減を行って、まずは考えてみるということでございますので、その先にそういったことが必要になってくれば、またそのときに検討したいということで、ご理解のほうをいただきたいと思っております。

以上です。

No.126 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.127 ○20番(前山美恵子議員)

行革を行いなからということ、いろいろ市民の必要な行政サービスを削りながら財源を生み出していくということになるものですから、市民の行政サービスを削るぐらいなら、こういうところで財源を生み出したらどうかというふうで、計算をしていただいた4,500万円は最低の線ですので、状況がいいときは6,000万円、7,000万円のときでも増収が見込まれるわけですので、今後それじゃ検討をしていただきたいと思っております。

事業仕分けですけれども、まず40事業を出したときに、いろいろ昨日も質問の答弁にありましたように、担当課から市民に聞いていただきたいということで、事業仕分けのあれを出した。

だけれども、この40事業でも、それから残った20事業でも、約半分が担当課のところから出ていないわけですね。

これは、行政経営部のほうから出されたのか、担当課がいろいろこの事業をどうするかとかいっていろいろもんで、もうこれは市民に必要なというふうで事業仕分けになるとか、そういうことならいざ知らず、もうその担当課の議論もしないうちに、もうこれが上がっていたということで、それを市民に聞いてもらいたいということでは、もともと市が行っている行政サービスというのは、やっぱりこの、この地域に必要があってつくられたものですよ。

市民がああいう暮らしに不便をしているからやらないといけないとか、こういう要求があるからやらないといけないというふうでつくられてきたものが、まずその事業仕分けをするのに、まず担当課のところから全然知らないで出されたということ自体が、私はすごい問題

があると思うんですけれども、この点についてちょっと説明がありますか。

No.128 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.129 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

担当課から出されたものもございませし、秘書政策のほうで用意をしたものもございませ。

昨年度に途中まで準備をしていたものですから、どのようなものを仕分けをしたらいのかというようなことを準備をしておりませ、そこの 105 の事業から選んできたということもございませ。

今回、40 事業のうちの 22 事業が担当課から出されたものでございませ。

そこから市民投票をを経て、最終的に経営戦略会議のほうで結論を出していただきて、この 20 事業をやっていこうということになったわけでありませが、1つの観点として、市民の方にぜひ意見を聞きたいということもありませが、やはり金額が大きいものだとか、あと直接市民の方に関係のないようなものも、今回は公用車の管理運営事業みたいなものもあるわけなんですが、そういったことで市役所の中で仕分けをしていったほうがいいんじゃないかという、ちょっと客観的に見た部分も確かにございませ。

そういったものも含めた上で市民投票にかけて、さっき前山議員が質問のときにもおっしやられたように、34 人の方の投票ということで、非常に少ない中で投票を行って結論をつけたということございませが、ただ、私ども思っておりますのは、今回の事業仕分けについては、できるだけ市民の方に参加をしていただきながらやっていくということで、PR 不足もありませしてそういうことになったんですが、やはりそういった方向で考えていきたいと。

34 名というのは非常に少のうございませが、できませたら、次にやるときには、次をお認めいただきたらの話ですが、やるときには、ぜひそういった市民の方に、もっとたくさんの方に参加していただきてやれるようにしたいというふうに思っております。

以上です。

No.130 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.131 ○20番(前山美恵子議員)

ちょっと先へ進みませが、34 人で、この売り文句が「市民の目線で」ということで、これはうたい文句がされてるんですけれども、いろいろどこの自治体でも、どこの首長でも、ま

ず市民参加、市民協働、こういうことを唱えない自治体とか首長は今はいないんです。どこでももう市民参加、市民協働を言っているんです、もう安上がりの言葉でね。

だけれども、それが今何というか、ガス抜きに使われてしまっているという傾向があるもんだから、その本物のやっぱり市民参加、市民協働ということをやっていないと、「これは市民が選んだんだから、市民がちゃんと見とって発言をしたんだから、それは市民の責任でしょう」と言われたら、これは行政責任の形骸化につながるんです。「これが住民の自治か」ということを言われかねない。

で、この34人の投票だけで選んで、この大事なやっぱり市民の行政サービスが、今度はもうふるいにかけれようとしているわけですよ。

そういう点ですごい問題だから、本来ならやっぱりこれはやり直しをしないといけないんじゃないか。一番もとがもう市民参加でなく、もう34人ということは、市民参加でないということ肯定しているような数字なんですよ。そういうことを認識をしないといけないんじゃないかなというふうに思います。

それで今回、私がこれを問題視したのが、ちょっと西尾市でも狂犬病の集団接種について審議をしていたんですけども、やっぱり行政の担当課は、ここの集団接種所のところにお年寄りの人がペットを連れてきて注射を打ちに来ると。だけれども、だんだん来る人が少なくなって効率が悪いということで、お年寄りの方の気持ちを思うとむげに廃止はできないけど、どうしようかといったときに、やっぱり外部の人たちが、そのお年寄りの気持ちが全然わからないものですから、みんな利用していない人たちは、もうこれとこれをくっつければ、財源的に人件費が浮くじゃないかとか、それから獣医さんのところでやってもらえば、もうこれは効率的にお金の出費が少ないじゃないかという、そういう計算で、これは見直しになってしまったんですね。

それで、やっぱりここの中で、30人の判定人の中にそういう立場の人がおるかといったら、そうじゃないですよ。利用しているほんのわずかな人が、これをふるいにかけて、廃止か、民営化か、どうするかということを決められてしまうわけです。

そういうこの事業仕分けでいいかということが今問われているんですけども、こここのところで、やっぱり利用されている人の声というのを反映させる仕組みを、今からでもやっぱり手を打つべきじゃないかなと思います。いかがでしょう。

No.132 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

残り時間が3分少々です。簡潔に答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.133 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

仕分け人や判定人の方に、利用者が少ないじゃないかというようなお話であります。

そういったことは確かにあると思います。

ただ、仕分けにおいて、判定人の方にも今回質問の機会を与える形で、仕分け人だけではなくて、判定人の方からも質問をいただくということになっております。

まさに、判定人の方というのは、市民であり、利用者であるというふうを考えておりますが、その中に直接その施設を使っているだとか、利益を得ているという人が入っているかどうかというのはちょっと別問題で、直接入っていると、またそれはなくしてもらっちゃ困るだとか、そういった直接的な意見というのが出やすいので、できるだけ公平な目で見て、客観的にやっていただけるようにということで、私ども指示等、詳細に書いて説明をしたいと思っております。

以上です。

No.134 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.135 ○20番(前山美恵子議員)

今言ったように、なくしてもらったら困るということで混乱をするというのじゃなくて、やっぱりなくなってしまうのは困る、非効率的な部分は行政が負っているわけです。

効率的なものはもう民間でやっていますから、じゃない、やっぱり市民が暮らせないと不便になるとか、暮らせないと困るからなくしちゃ困るとか、そういうこと言うわけですから、そういう声をやっぱり真剣に受けとめて、反映させるような仕組みが必要じゃないかと言っているんですけど、お願いします。

No.136 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

時間がほとんどございません。

簡潔に答弁をお願いいたします。

伏屋行政経営部長。

No.137 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今回の制度の中でいきますと、先ほども言いかけたんですが、今、市と担当課でつくっております。それを判定人の方にできるだけ早く送付をして、それからまた直接電話等をかけて、その評価の中身が理解できたかどうかという、そういうケアをしながら、公平に判定していただけるようにというふうを考えております。

以上です。

No.138 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.139 ○20番(前山美恵子議員)

まあそれは考えていただくのは後なんですけれども、9月の29、30で結果が出て、もう中止とか、それから見直しとか、そういう場合に、予算をする前までに市民の声がちゃんと取り上げられるような、そういう仕組みはつくっていただけるのでしょうか。

No.140 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.141 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今のところ考えておりませんが、研究したいと思います。

以上です。

No.142 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.143 ○20番(前山美恵子議員)

事業仕分けについて、やっぱりこの市民の大事なサービスですので、大切に、大事にどうか、扱っていただきたいと思います。

No.144 ○議長(安井 明議員)

これにて、20番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時16分休憩

午後2時26分再開

No.145 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番 近藤恵子議員、質問席にて質問願います。

No.146 ○11番(近藤恵子議員)

では、議長のご指名をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。順番は違いますけれども、まず、今まで質問した事業の施策のことについての質問のほうを、先にさせていただきます。

まず一番最初に、ため池の堤防の耐震対策について、3番目のほうからさせていただきます。

昨年の12月に一般質問したときには、まだ予定とかができていませんでしたけれども、今この時点で、その後の進捗状況について、何かあれば教えてください。

No.147 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.148 ○経済建設部長(横山孝三君)

ため池の件で、濁池と大蔵池について今後の予定を申し上げます。

愛知県は、平成16年度より、県内の農業用ため池の耐震について、順次調査を始めております。

平成17年には、若王子池、勅使池の調査を行い、調査結果は若王子池が良好でありました。

勅使池につきましては、堤防内の数値が少し悪く、地震後、破堤する可能性は低いと判断され、保留となっております。

平成21年には、大蔵池と濁池の調査を行いました。

調査結果は、安全基準を満たさないことがわかりまして、県営事業として整備を進めることとなりました。

この結果に基づきまして、事業計画の策定の採択申請を県が国に提出をしたところでございます。これは、平成23年度は不採択でございましたが、本年度は2つの池とも採択をされております。

今後の整備につきましては、堤体補強工事への事業採択が順調に進めば、平成25年度に実施計画に入り、平成26年度から29年度にかけて、堤体補強工事を県営事業として実施する予定であります。

事業費の内訳につきましては、国費が50%、県費が34%、市費が16%を予定しております。

以上でございます。

No.149 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.150 ○11番(近藤恵子議員)

では、市の単独の事業となる三崎池については、どのような状況でしょうか。

No.151 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.152 ○経済建設部長(横山孝三君)

三崎池につきましては、昨年の12月議会において、ため池の耐震性能について質問されましたときの回答といたしまして、「今後、耐震診断を検討する」とお答えしております。

そこで現在、策定中の第8次実施計画において、平成25年度から3カ年計画で、堤防に関する事業を盛り込むべく、申請中でございます。

なお、今後の予定としましては、初年度に堤防の耐震診断調査を実施します。

調査結果によりまして、耐震性能が劣る場合は、2年目に耐震改修の実施設計、3年目に耐震改修工事を行う予定でございます。

終わります。

No.153 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.154 ○11番(近藤恵子議員)

12月の質問のときに、その費用として、1つの池が3億円ぐらいという数字をちょっと言われたんですけども、実際には、どのぐらい今見込んだりとか、そういう具体的な数字とかは何かあるんでしょうか。

No.155 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.156 ○経済建設部長(横山孝三君)

その3億円というのはちょっと多いと思ひまして、現在まず設計のほうは、事業採択、県が国に事業採択する費用の、県では1つの池で1,000万円を予定されております。

その後、設計費、それから耐震工事費につきましては、それぞれのボーリング調査結果によりまして、耐震工事をどの程度行わなければならないかということによって、事業費が

大きく変わってまいると思いますので、一概には申し上げることはできません。
以上です。

No.157 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.158 ○11番(近藤恵子議員)

そうしますと、今は国や県のほうの事業で、濁池、大蔵池の件だったと思うんですけども、三崎池が初年度にまず耐震診断をする、その次に設計、次に工事というところで、このうち、一番初年度に行う診断については、大体費用的にはどのぐらい見込んでいるんでしょうか。

No.159 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.160 ○経済建設部長(横山孝三君)

耐震診断調査につきましては、500万円程度を予定しております。
終わります。

No.161 ○議長(安井 明議員)

挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.162 ○11番(近藤恵子議員)

ありがとうございます。

昨年12月のときには、まだどうなるかわかりませんでしたけれども、ぜひ、500万円予算を組んでいただいて、心配される方がいっぱいいらっしゃいますので、実現していただきたいと思います。

その次に、発明クラブの件について質問いたします。

このときにも、いろいろ他市町の状況とか、私の調べられる範囲内で述べたんですけども、現時点で、この事業について何か進めている状況等があったらお知らせください。

No.163 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.164 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、発明クラブについてご説明いたします。

他市町の設立の状況等についてお答えいたします。

現在、愛知県には21の市町に発明クラブが開催されております。

そこで、昨年発足しました田原市と日進市、また平成19年度に発足した知立市について、設立の状況を確認いたしました。

田原市では、生涯学習講座の中で行ってきたものをそのまま独立させて、「田原市少年少女発明クラブ」として発足したもので、事務局は田原福祉センターが担当しております。

教室の指導は、学校教員のOB、企業、保育園のOBで、月1回、土曜日に田原福祉センター、または文化会館で教室を開催しております。

教室の内容は、空き缶を使ったロケットづくりや、草木の絞り染め、竹を使った水鉄砲づくりや、人が入れるしゃぼん玉づくり、工作的な講座が多いということでした。

また、日進市について、平成16年度から続いておりました「ものづくり理科教室」が、昨年、「日進市少年少女発明クラブ」としてリニューアルしてスタートしたとのことあります。

教室の指導者は、企業の方10名ぐらい、生涯学習プラザで月1回開催し、内容は、静電気の仕事みやオルゴール製作、レモンや炭での電池づくり、紙や竹でつくる水鉄砲づくり、こちらも工作が基本のものと考えて行っているとのことでした。

自分でつくったものを完成させて、家に持っていくことに意義があるということあります。

次に、知立市は、平成19年度に発明クラブが発足され、企画の運営委員は、理科、技術家庭の教師、校長OBなどの方で委員をされているということあります。

教室の開催は、中学校の木工教室で実施し、指導員は20名ぐらいの方の協力を得て、月2回、1階の教室で8名程度のボランティア指導者が運営をしております。

以上、発明クラブの設立の状況は、各市町により発足の方法もさまざまありますが、本市にあっては、それぞれの市を参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上、終わります。

No.165 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.166 ○11番(近藤恵子議員)

今、田原市のほうは生涯学習課の講座からということでしたけれども、ちょっと確認をとりたいんですけども、日進市のものづくり理科教室も、これはやはり学校教育課とか、生

生涯学習課の事業からの成り立ちになっているのでしょうか。

No.167 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.168 ○教育部長(津田 潔君)

日進市につきましては、日進の市民の方が自主的にやられているというふうに聞いております。

以上です。

No.169 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.170 ○11番(近藤恵子議員)

この日進の理科ものづくり教室に関しまして、一応市民の方がやってみえるということでしたけれども、予算的には市がある程度出していたかというような記憶があるんですけれども、その辺については調べられていますか。

No.171 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.172 ○教育部長(津田 潔君)

ちょっと手元に資料がございませんので、そこまでちょっとお答えをできませんので、ちょっとお時間をください。申しわけございません。

No.173 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.174 ○11番(近藤恵子議員)

それぞれやはり最初にこういった発明クラブをやる前には、もちろん市民ということもありますけれども、市がある程度、教室を持っていたり、またお調べいただいた知立市については、生涯学習課の課長さんが陣頭指揮をとって、そういうのをつくるために働かれた、今、現教育長ということなんですけれども、やはり行政が最初にかなりスタートのときには

力を出しているものですから、豊明でも、この間も質問したとおり、ちょっと行政がリーダーシップをとって、最初は始めていただきたいなと思うんですけども、今後、具体的に何か進め方とかは、今は検討されていますか。

No.175 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.176 ○教育部長(津田 潔君)

本市の今後の具体的な進め方でございますが、将来を担う子どもたちを育成するため、地域の中で文化活動や体験できる機会を提供し、多くの子どもたちが体験、実施することにより、発想力、想像力を養う機会をつくっていくために、発明クラブの開設に向けて取り組んでいきたいと考えております。

現在、双峰小学校での放課後子ども教室で実施しております、工作講座の講師の皆さんのご協力もいただいて、進めていきたいというふうに考えております。

来年度は、市民の皆さんに関心を持っていただくため、市民主導で試行的にプレイベントの工作教室を開催できるよう、生涯学習課において支援していきたい、そのように考えております。

以上、終わります。

No.177 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.178 ○11番(近藤恵子議員)

では、来年度から何らかのイベントがあるということで理解してよろしいですね。

No.179 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.180 ○教育部長(津田 潔君)

市民主導で試行的にプレイベント、この工作教室を開催できるよう考えております。

以上です。

No.181 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.182 ○11番(近藤恵子議員)

ありがとうございます。

ぜひ、子どもたちが関心を持って、将来このまちで、今実際、豊明にはないものですから、刈谷に行ったり、東郷に行ったり、みんなしているので、その辺、このまちでもこういった楽しいイベントができるようにしていただきたいと思います。

次は、自主防災会連合会について、以前質問したことで確認させていただきます。

4月に自主防災会の説明会があった折にも、自主防災会の連合会の方の紹介がありました。

また、先日も講座があったんですけども、本当に講座だけ、講師を呼んだだけであって、実際、昨年度のほうが、まだ実があったかなというような気がしています。

昨年度は、実際には救急のことを皆さんにお知らせしたりとか、たまたま要援護者リストをどうやって作成するかというような説明があったんですけども、今年になって、3月に質問したときに、これから自主防災会の連合をとるところをやっていくということでありながら、ただ講師を呼んで話を聞いて、質問タイムもほとんどなく、それで解散ということで、この連合会が今後どうやって進んでいくのかなと、逆行しているのかなというようなちょっと印象があるようなイベントでしたので、今後このことについて、どんなふう組織とか事業内容を考えているのか、ちょっとお知らせください。

No.183 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.184 ○参事(神谷巳代志君)

自主防災連合会の組織、事業内容の見直しの進み具合についてお答えをいたします。

自主防災連合会は、議員もご承知のとおり、平成21年4月から、市内小中学校区単位、すなわち避難所となる学区を構成する区などから12人の理事を選出いただき、構成をされております。

毎年、防災リーダー研修会や防災講演会の開催、市防災訓練では、避難所運営を担っていただくなど、地域防災活動のリーダーとして活動をいただいております。

どの理事の方も、地域の要職を経験された方がほとんどで、地域での活動を充実させるために、連合会の活動方法やあり方に対しましては多くのご意見をいただきまして、本年度から、地域活動を活発にするため、その委員数や選出方法、活動方針など、抜本的に改正をいたす予定をいたしております。

本年、既に2回の改正のための理事会を開催いたしまして、委員数、それから選出方法、組織の基本的役割についての素案ができつつあり、今後、理事の任期、活動内容、規約改正などを12月までに決定をいたしまして、来年度より新組織により活動をお願いする予定となっております。

終わります。

No.185 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.186 ○11番(近藤恵子議員)

では、この間の6月のときの講習会というのは、まだ前の段階で、今後12月過ぎると、活動とかがこれから活発になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

No.187 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.188 ○参事(神谷巳代志君)

先ほど申し上げましたとおり、12月までに内容を改正いたしまして、新年度より新組織により活動をしていく予定でございます。

終わります。

No.189 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.190 ○11番(近藤恵子議員)

3月のときにも質問をしたんですけれども、今、役員が市からの充て職になっているということで、実際に各自主防災会をうまく結んでいないというところに、問題点の一番大きなところがあったと思うんですけれども、その選出方法については、まだ12月まで決まらないのか、ある程度、今もう方向が決まっているのか、わかっている範囲内で教えていただけますか。

No.191 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.192 ○参事(神谷巳代志君)

既に2回の改正のための理事会を開催して検討いたしておるんですが、今まで12名の理事ということで、その理事の方が区の代表者として、そういった位置づけで出てきていたかなかったものですから、そこら辺は、区の代表者として位置づけて、より活動がしていただきやすいような、そんな環境整備をしたいと考えております。

終わります。

No.193 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.194 ○11番(近藤恵子議員)

ありがとうございます。

ぜひ下から、みんなから選んで自主防災会連合会、また今後、防災委員会、防災委員の中にも入るといようなこともありますので、ぜひ活発にさせていただいて、今後の活動のほうに期待していきたいと思えます。

では次に、財政のほうのことで質問いたします。

人口の高齢化で、今後、扶助費が伸びるとか、今の前山議員、また昨日の川上議員とかの質問のところにあったんですけども、施設の老朽化に伴う改修の費用など、今後、市の予算は増えていくと思えます。

今後、財政の健全化ということ、財政運営の健全化、将来を見据えた財政運営が必要となってくるけれども、そこで、今までの政策にかかわるもの、また今後の政策にかかわる方針などについて尋ねます。

まず、豊明市においては、過去において基金が極端に減った時期があつて、県の指導が入るといった経緯がありましたけれども、その辺について、その当時の財政運営についての分析とか考察があれば聞かせてください。

No.195 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.196 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

過去の財政の分析、特に基金が非常に減少したということでございます。

平成13年度に一般会計の約52億円の基金残高が、平成21年度には6億1,000万円ほどになっております。

その原因につきましては、平成14年度と15年度、継続事業で東庁舎を増築いたしました。そのときに、基金活用は計画に沿ってやったわけでございます。

それで、平成14年度からは、半減していった普通交付税、これは毎年5億、4億という形で減ってっております。

そういった形の歳入不足に対して、既存のサービスの低下を招かぬように基金を取り崩していったということで、3つの基金を廃止いたしました。

そういったことで、財政の運営に努力したものと、分析、考察のほうをしております。

以上です。

No.197 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.198 ○11番(近藤恵子議員)

確かに三位一体の改革で、交付税がどんどん減ったときがあります。

一番ひどくなった16年、17年から現在まで、他市町との標準財政規模から、ちょっと表をつくって見てみたんですけれども、やはりそのとき、三位一体で一番損をした自治体のうちの1つに入っているかなというのは確かに思います。

普通交付税をもらっていて、それまで、で、合併をしていない市町が一番損をした形になっていて、その中で、やはり津島、犬山、江南、尾張旭、豊明、この辺が大体同じような状況で普通交付税が減ってきているんですけれども、じゃそのときにほかのまちがどうだったかという、やはり豊明ほどの基金の減らし方を見てないんですね。

尾張旭なんかは、その中にあっても基金を増やしたりしているので、ちょっとやっぱりその辺、事業等がいろいろあったかもしれないんですけれども、そのところを、やはり今どうであったかなという思いがあって、そのことをもとに、今からの質問の組み立てをしていきたいと思いますので、そのことは1つ念頭に置いておいていただいて、今の現時点での財政の問題点とか、何か認識されている部分があったら教えてください。

No.199 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.200 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

財政の課題ということでございます。

まずは、諸手当、給付費、措置費、保護費、福祉医療費などの伸びていく扶助費の予算措置が、非常に重要であるというふうに考えております。

このことは現在、国における社会保障と税の一体改革同様、全自治体の課題であるというふうに認識をしております。

本市におきましても、例年、前年度比で5%か6%、扶助費のほうは伸びていております。

23年度は、前年度比5.4%、約2億円、1億9,800万円の伸びがございました。

その次は、市制40周年を迎えて、先ほど前山議員のご指摘にもございましたが、市内の公共施設の老朽化に伴います改修だとか、修繕費が必要となってくるということがございます。

校舎だとか園舎等の耐震化に伴う工事の中で、でき得るところは対応していますが、施設の外装、内装、設備備品等、経年劣化に対応しておりまして、利用者の市民の皆様の要望を踏まえてやっておりますが、その中で優先順位をつけて実施をしているということでございまして、必ずしも希望に沿えない現状であるということでございます。

以上です。

No.201 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.202 ○11番(近藤恵子議員)

今どこのまち、例えば財政の健全、財政の状況がいいまちでも、財政の計画を立てているところが多いです。

今、先ほど前山議員のときも、計画があれば補助がおりるといったところがあると思うので、いろんな市町、この辺で言うと日進や、それから長久手でも、豊明から見れば財政的に将来的な展望、確かにそちらのほうのまちは、今後人口が増えることによって借入金が増えて、その後の長期的な見通しが必要ということもあるかと思いますが、そういうことも出していますけれども、豊明の場合は今、中期的な計画、または長期的な計画というのは策定をして、ホームページ上では公表はしていないんですけれども、策定したりする計画があつたりはするんでしょうか。

No.203 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.204 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そういった計画につきましては、秘書政策課が所管しております実施計画の基礎資料として、投資的事業充当財源の見合い額を示すための3カ年の財政計画のほうを作成して

おります。

その基礎数値としては、税務課には市税、秘書政策課には職員の給与、特別会計を持っているところは繰出金、児童福祉課には児童手当、医療健康課には福祉医療費、環境課には東部知多衛生組合への負担金など、金額的に大きいものを出していただいて、それらをシミュレーションの上、策定をしていくということでやっております。

社会福祉関連については、年度間の定点観測手法によって決算値を推計しておりますが、経常的な数字を積み上げて、歳入歳出の各項目の数年にわたる伸び率を思案しながら、数値を固めて財政計画のほうを策定しております。

その作業には、決算資料に基づく客観性のある数字をもとに作成をしているところでございます。

以上です。

No.205 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.206 ○11番(近藤恵子議員)

そういったものを公表とか、そういったところは今考えてはみえないんですか。

No.207 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.208 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

現在のところしておりませんが、今後、予算の策定過程もつまびらかにしていくということの中で、一度ちょっと検討して、公表していけるものであれば、ぜひやっていきたいというふうに考えておりますが、今のところはまだちょっとしておりません。

以上です。

No.209 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.210 ○11番(近藤恵子議員)

今、その公表されていない、内部でやっている財政計画に関しては、少し1つ確認なんですけれども、例えば先ほどの計画があれば、高い利子の返済ができるとか、そういったことがあると思うんですけれども、そういったものに耐え得るような計画になっているんですよ。

うか。

No.211 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.212 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほど申し上げたように、いろいろな課から出たデータを積み上げてやっておりますので、耐え得るものであるというふうに我々は考えております。

以上です。

No.213 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.214 ○11番(近藤恵子議員)

すみません、ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれないんですけども、例えば下水でいくと、長期の借入金を返済するときに、計画があれば、それが申請できるとかというようになっているんですけども、例えばまだ一般会計でも、5%を超えるような借入金、少し残っていますよね。

大体高いのはもうほとんど期間が短いので、一般会計のほうは借入金5%、6%というのはかなり減ってきてはいるんですけども、まだ少し残っていますよね。

そういったものを計画がしっかりあれば、借りかえの根拠となる、借りかえを認められる根拠になると思うんですけども、今あるこの3カ年計画は、そういった借りかえとかそういうことをするときの根拠となり得るもの、計画なのか、それとも内部的なただの数字なのかということの確認なんです。

No.215 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.216 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

そういうことでいきますと、内部的な資料ということになりますが、今おっしゃられた国のほうの借り入れですね、それについては、やはり国のほうも財政事情があって、全部安い金利でやられちゃったら、返されちゃったら、国のほうの財政計画も狂ってくるというようなことで、許可制になっておまして、必ずしもこちらのほうが考えているとおりにはない

ということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

No.217 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.218 ○11番(近藤恵子議員)

わかりました。

でも、ぜひ計画をしっかり立てて公表していただきたいと思います。

で、中期とか、3力年から5力年の中期にわたる計画は、割とよく発表されているんですけども、長期にわたる計画、10年にわたる計画、これを出しているまちもあります。

やはり、今言われたように扶助費は必ず伸びていく、そして建物の更新がある。

その今、例えば前山議員の質問のときにもあったように、計画をしっかり立てる、それが立っていれば、何年後にこれが幾らかかるとかということがわかるものですから、そういう長期的な計画については、立てていく予定は、考えはありますか。

No.219 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.220 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほど前山議員の質問にあったような、ああいう公共施設のケアといいますか、改修やら補修に係る計画は、もちろん計画を立てないと、国のほうの補助もいただけないということですので、立てていきたいと思います。

それと、長期的なものというのは現在ございませんが、それにかわるものとして、実施計画に基づく計画と、先ほど申し上げた財政計画ですね、3年ごとにやっているもので、今のところ対応しているということでございます。

以上です。

No.221 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.222 ○11番(近藤恵子議員)

では、今後また次の総合計画を立てていくことになると思うんですけども、やはりこの10年という長期が出ているところは、総合計画のときに、やはりその根拠として財政見通

しを立てて、計画の根拠にしていると思うので、ぜひ豊明も今度計画を立てるときにやってほしいんですけども、その財政収支の見込みを出しているところで、ちょっと2つだけ例を挙げさせていただきますと、茅ヶ崎市がやっています。

これを見たときに、すごいいろいろなパターンがあって、4種類もつくっているんですね。

それはなぜかという、経済が急に回復する場合、この場合しか成り立たないというふうになっています。

それから、経済が順調に回復する場合、それから現在のまま横ばいの場合、そして悪化し、長期間不況が続く場合。

そういった場合をそれぞれシミュレーションを出して、こういった場合には、何年後には幾ら財源不足がくる、今のままでいくと。それに合わせて計画を立てていくというのがしっかり出しています。

やはり、これはちょっと長い目で、今後世の中、前みたいに好景気になっていかないので、長い目で見ていただきたいと思うのと、もう一つは芦屋市の例を挙げたいと思うんですけども、芦屋市は阪神・淡路大震災で大変な被害を受けて、そのまちをつくり直すためにかなりの借金が要った状況で、ホームページを見ると、「緊急事態です」なんていう言葉があったりとかしているんですけども、やはりそのとき、平成14年度から長期計画を立てています。

で、その長期計画は毎年更新するんですね。14年に出した計画、15年に出した計画というふうに毎年更新しているものですから、10年前の環境が変わっているとか、そんなことはなくて、毎年毎年それように更新されていて、例えば人件費なんか、最初の10年間で、10年後にはこれだけになるという金額がしてあるんですけども、それよりもっと努力しているので、次のとき、どんどん計画の数値が変わっていったという、状況に合わせた長期計画が立てられています。

やはりこれから交付税とかもどうなるかわからないものから、今みたいにたくさん、また前のように今は増えているんですけども、国の政策とかがわからないものから、やはり毎年毎年10年計画を少しずつ見直していくというような、長期的な視野に立った財政計画が必要ではないかなと思うのと、もう一つ、この芦屋市が公表しているので参考になればと思うものは、今の建物とかの更新のときと一緒になんですけれども、この事業を何年にするということが立てられたうち、そのうち、国の費用はどれだけか、起債はどれだけにするか、そしてその他の財源は何か、一般財源は幾らか、それが表に全部書かれていて、それが縦横の集計になっているものから、今後、市税としてどれだけ確保しなきゃいけないとか、そういった見通しが大変よくわかるような長期計画が立っています。

私もやはりこれから今後、これからどうなっていくかわからないという先の見通し、はっきりしていないというのが現状なので、ぜひ豊明も新たに、今ある3カ年計画にプラス長期的な計画を立てるということをお勧めしたいと思うんですけども、その辺のところをぜひ検討してください。

一度その辺のところについてお願いします。

No.223 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.224 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

議員がおっしゃったように、当市は今のところ、実施計画と3年間の財政計画でやっております。

10年間のスパン、総合計画をつくる時に、財政計画と一緒に、岐阜県の多治見市などはつくっているということでもあります。

そうしたことは、きちきちと施策に対応する財政計画ということで、思いつきだとか、その政策の急な変更というのが抑止されるというような、そういう効果があると思います。

一方で、総合計画というのは、やはりできることだけを10年間書いてある計画ではないんですね。スケジュール表ではないんです。ある意味、夢のようなことも書いてあって、こんなまちになるといいなというような、そういうものを盛り込んであります。

そういったことでいきますと、なかなかそこにきちとした予算で縛ってしまうというところがまた難しいという、そういう側面もございますので。

ですが、議員がおっしゃるような、例えば茅ヶ崎が4種類つくっていると、いいときと悪いときという、いろいろなシミュレーションした中でつくっていくというのは、やっぱり意味のあることだと思いますので、そういったことはちょっと内部で検討のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

No.225 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.226 ○11番(近藤恵子議員)

では、ぜひ検討して、より市民にわかりやすい、このまちがこの先どんな方向に向かっていくかなという、そんなものをつくっていただけたらなと思います。

その中でもう一つ、今さらに進んだところは、健全な財政運営に関する条例というものをどんどんつくって、どんどんということもない、つくっているところがあります。

先ほども出た多治見市などは、市長の強いリーダーシップのもとにつくられたような感がありますけれども、あって、また大変条例自身が厳しく、参考にするにはちょっと大変かなというような思いがあるんですけれども、最近、条例を制定している、またはパブリックコメ

ントをしているようなまち、和光市とか龍ヶ崎市とかがありますけれども、この辺のを見てみると、こういったふだん一般質問で議員がしているようなものが明文化されたような形になっているかなというふうに思いますので、そういったものができる、財政の方向性が明らかになって、市民とかにもわかりやすくなるかなというふうに思います。

この和光市とか龍ヶ崎市の健全な財政運営に関する条例の中で、やはり両方のまちを比べてもいろいろ違うんですけれども、やはり1つには、予算の公表とかをきちんとわかりやすいものにする。

それから、市民の意見の把握はするといった、そういったものがありますし、また基金も、豊明、先ほども言ったんですけれども、標準財政規模の何パーセントは保つようにするとか、そういうある程度の目安が入っているものですから、あるとき、ぐっと減るようなこともなく、財政運営ができていくかなと思います。

また、市債についてははっきりさせるというのがありますし、今よく出ている補助金についても、期限を設けるとか、最初、申請のときに当たっては、必ず期限を設けるとか、見直しをきちんとするとか、使用料、それから委託金なんかもきちんと、この2つの市町は明文化されていますので、こういうところを出た議論、ぜひ明文化して、1つの指針となるようなものをつくる。

かえって動きを鈍くするようなものであってはいけないと思うんですけれども、そういった1つの指針のつもりで、こういった財政運営の健全化に関する条例とかというの、今後、視野に入れていていただきたいと思うんですけれども、その辺についてのお考えをお聞かせください。

No.227 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.228 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

今の条例ということになりますと、先ほどお答えした総合計画、10年計画の財政の計画ということにもつながってくると思うんですが、それがさらに強固になると、条例でいろいろなことを決めていくということでございます。

財政状況の公表の条例を定めているところというのは多くありますが、近藤議員が今ご説明された財政運営の条例というのは、私ども調べましたら、多治見市、滑川市、関市、和光市が準備中ということで、認識のほうをしております。

その条例等につきまして、内容は、財政指標及び公会計による財務諸表の公開など、情報の共有、市民への公表、リスクマネジメント、財政運営、健全性の確保などがうたわれております。

現行、当市におきましても、これらの公表すべき項目については、本市も実施をしており

ますが、財政運営の指針たるという意味での財政の効率的な運用、社会環境に即して、なおかつ計画的な中長期的な財政運営というようなことにつきましては、まだやっておりません。

こうしたことをやることは、世代間の負担の公平性、財政の健全性などの確保のためには必要かということで理解をしております。

今ご指摘のことは、財政だけではとどまらずに、市政全般についてかかわってくる問題であるというふうに認識をしております。

総合的に条例化するかどうかという判断をこれからしていくわけですが、今ご指摘のことというのは、ご意見として賜りながら、今後、研究のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

No.229 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.230 ○11番(近藤恵子議員)

今の答弁の中にもありましたけれども、「財政だけでなく、全市的な認識が」という言葉もありまして、3月のときにおいても、市の職員の研修等で財政のそういった共通認識を持つべきではないかという提案をしましたが、その辺については、今どんな状況なんでしょうか。

No.231 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.232 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

財政の共通認識を全課で持つということにつきましては、今、部課長会議等を開いてマニフェスト等の話をしたり、あと共通認識を持つためには研修も必要だろうということで、この秋以降、決算によって財政指数が明らかになったときに、他市町の決算状況と比較しながら、本市における財政状況を伝える機会というものを持っていきたいというふうに今思っております。職員宛てに持っていきたいと思っております。

以上です。

No.233 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.234 ○11番(近藤恵子議員)

私も3月の時点では、研修ということを一つ言ったんですけれども、今回、龍ヶ崎市が計画を立てているというときに、一つ、龍ヶ崎市のホームページで見て大変おもしろいなと思ったので、ここは平成17年から「財政通信」というのを出しています。

それは、庁舎内の職員の中で出していて、別に年3回とか4回とか、定期的というわけではなくて、例えばその中の第1回目のところで、「龍ヶ崎市の財政状況は、厳しい予算査定状況でお察しのお通り、非常事態を迎えています。平成17年度予算編成では、要求ベースで、財源不足が何と”31億円”(財政課一同顔面蒼白、血圧急上昇)」。

そんな感じで書いてあって、割とわかりやすく共通認識が持てるようなもの、財政課が予算編成の過程での課題、それから決算でどうなったか。また、そのまちの状況を家族に例えて、金額が大きいので想像がつかないということで、3,000分の1にして公表しているんですね。

それをちょっと今回の豊明の決算で軽くやると、基本給、市税は390万円、ボーナス、地方交付税は42万円、生活費、両親からもらう生活費、国や県からの支出金は113万円とかというふうに、家計に直してわかりやすくしているんです。

これが最初は、市役所の中の職員だけの情報だったのが、大変おもしろいということで、今ホームページで公開されて、市民がみんなこれを見ている。

これに書かれていることと、例えば決算についても、ホームページで公表されている内容がすごくたくさんあって、詳しくわかりやすく図で公表されていて、これとこの財政通信を読むと、半分おもしろおかしく、半分かたく、市の財政状況がすごくよくわかるという状況ができています。

ここが今回、計画を立てるというのに当たり、やはり、もともと市民との共通認識を持っているところがあったので、これはすごくいいなというふうに思いました。

ちょっと仕事が増えたりとかするかもしれませんが、まずは職場内での共通認識、研修を持たずとも、こういった財政課からの情報発信で、職員の意識が一緒になるのではないかな。

例えばその17年の紙面のところでは、「この財政通信により、皆さんと情報危機感を共有できたら、財政健全化が一層進むと考えています」ということがあるんですけれども、やはりこのとき、三位一体の改革でここも大変だったときだと思っただけなんですけれども、その危機感を、基金を取り崩してやってしまうのではなくて、庁舎内みんなで乗り越えた。そういったものがあるので、ぜひ、ここはもう7年も続いているわけなんですけれども、この財政通信が。

ぜひ今からでも、この豊明市でまず職員、そしてできたら、それを市民に発信していただくと、このまちがどんな方向に向かっていこうとしているのか、またどういうふうに向かっていったらいいとか、市民の皆さんが考えてくれるチャンスができるので、ぜひこれを、ここも参考に情報共有ということを考えていただきたいなというふうに思います。

では、3項目目となりますけれども、空き家のことについて、少し質問いたします。

ちょっと前に新聞記事にも載っていましたが、たまたま中日のサンデー版ですけれども、空き家のことが載っていました。

全国で13.1%、見られた方もいらっしゃるかもしれませんが、結構高いところは別荘地とかあったりするので、その辺のところは差し引かなきゃいけないというのは、この記事のところにある富士通総研の米山秀隆さんというのは、前にレポートを読んだことがあって、それでちょっと思っています。

私がこの空き家のことをやっぱり最初に関心を持ったのも、この方のレポートを読んだときで、この方はこんな市町村の単位ではなくて、もっと大きく、今、新築に対する優遇税制があるけれども、それはやめて、中古を買った人に対して優遇税制をやって、促進を図るべきだというような内容のレポートだったんですけれども、そういったものを読んだときと、それとたまたま、豊明のまちに企業誘致するためにいい方法がないかなと思ったときに、東郷町が土地を提供したじゃない、土地を企業に売った場合に対して、補助金制度のようなものを持っているというところがあって、その辺からこの空き家をうまく活用していくために、今後やっていかなきゃいけないのかなというふうに思ったところで、前回質問させていただいたんですけれども、このところで確認をとりたいんですけれども、前回、中古のもの、売買の促進をするために、住宅の住みかえ機構だとか、京都市の取り組み、また今言った助成金のことなどを提案したんですけれども、改めて担当課について、この問題について今後取り組んでいくか、または考えていくかということに対しての質問をさせていただきたいと思います。

No.235 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.236 ○経済建設部長(横山孝三君)

6月の一般質問でもお答えしておりますが、その後、豊明市の都市マスタープランというプランがございます。そこにつきまして、中古住宅の流通について、一部記述がございました。

で、そのことを受けまして、今、議員が申された助成金とかも、いろいろ検討させていただかねばならない案件がございます。

そのためには、まずは実態調査から始めて、今後どのような方策をしていくべきかということについて、検討してまいるという考えでございます。

No.237 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.238 ○11番(近藤恵子議員)

ありがとうございます。

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それで、この資料、私もたまたま手に入れたんですけれども、国交省が出している、住宅局が出している資料なんですけれども、この辺、当局のほうも見ていらっしゃるということなので、ぜひこれに応じて、今後、もう「地方公共団体における空き家調査の手引き」ということで、どういうふうにしたらいいかという、本当に具体的に、しかも目的も3種類、まず政策をするために空き家を調査する場合はどうか。再利用、ストックとして利用するためにはどうしたらいいか。また、取り壊しのため、壊れるということに対してどうしたらいいか。その場合の調査の仕方の方法の種類まで分けて、国交省が出している。

それに加えて、国交省のほうで、今どんどん長期優良住宅推進計画整備事業、空き家等活用推進事業、これも6月、8月にどんどん出している。

多分、私がこの間、先回6月のときに出してから、この国交省のほうも6月ですので、この3カ月にどんどん社会の情勢が変わったというような気がしています。

ぜひ、やっていかなきゃいけないことかなというふうに思いますので、今後、具体的に調査をするに当たり、何かお考えとか、ここに出ている水道のメーターとかを利用するとか、そういったものに対して何か考えがあれば教えてください。

No.239 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.240 ○経済建設部長(横山孝三君)

議員が申されますように、国交省から手引きが出ておりまして、空き家調査を実施している先行事例をたくさんいただいております。

で、空き家の実態調査をしているのは、全国の市町村の、市区町村の6分の1ということでございますので、その大半は、約95%でございますが、調査員が現地踏査をして調べたということでございます。

残りの5%は、GIS等の電子情報を活用したということでございますので、これらの、GISにつきましても、特に個人情報のことがございます。そこら辺のことを配慮した上で、こうした事例を参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

終わります。

No.241 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.242 ○11番(近藤恵子議員)

先ほどのその6分の1というのが、22年度の取り組みの実例ですけれども、この22年、今23年、24年、この2年間に必ず数は増えていると思います。

例えば実態の調査を、結果を公表しているまち、23年から24年5月にかけて実施した。ということは、今の6分の1にも入っていないまちが、このホームページを見れば、今、実施している。

こんな結果が出たというところが至るところ、たくさん出てくるので、多分6分の1という数字は、22年度から見れば、今もっと進んでいると思います。

ぜひ豊明のほうも、先回、私が地域別の高齢化率で出しましたけれども、その国交省の中の資料の中にでも、「市町村では、関連する調査から空き家の増加傾向を読み取り、特に増加傾向が著しいエリアに限定して、調査を実施している例もある」とありますので、全市的に動くというのは大変かもしれませんが、可能性のあるところ、そういったところからぜひ進めていって、施策に、今後のまちづくりのための施策に、例えば空き家が多くてごみが出ているとか、そういう問題もあるところもあるかもしれませんけれども、豊明の場合は、今そういったところは、特に事例がないというふうにも聞いていますので、今後のまちづくりのためという目的において、ぜひ実態調査、何か地域別でもいいので、進めていっていただけたらなというふうに思います。

また、1つだけ事例を挙げさせていただきますと、この前の先月末の台風で、ちょっと場所は違いますが、沖縄で全壊した建物がありました。

それは、空き家だったということで、やはり人が入っていない家が台風、ちょっと先回の台風は大きかったですけれどもね、沖縄のほうでは倒壊した家が空き家だったということで、かなり大きなニュースになっていましたので、その辺も、今後まちづくりのため、1つのところで頭の中に入れておいていただけたらなと思います。

次に、今言ったみたいに実際に空き家の流通を図るとか、そういったのは、まだ長い目になるんですけれども、今いろいろなところの事例で言うと、空き家をすぐ行政側が利用する、行政が何か施策を講ずるところで、いろいろなところが進んでいます。

よく言われるのが、ここの質問のところにも書いたんですけれども、地域の活動の場にする、デイサービスとかにする、それから介護施設として利用するというのが、やはり公が何か手をかけるというのが一番早い動きなので、今そういった施策が進んでいますけれども、豊明でも、私も近隣で空き家をデイサービスに使っている施設を知ってはいるんですけれども、豊明市内で今そういったものがどの程度進んでいるかとかというのは、市役所のほうでは、市のほうでは把握しているのでしょうか。

No.243 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
神谷参事。

No.244 ○参事(神谷巳代志君)

高齢者の方のグループホームにつきましては、長い間、空き家だった家を改装したという事例は、市内ではございません。

通常の住宅を改装した例は、5件ほどございます。
終わります。

No.245 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.246 ○11番(近藤恵子議員)

すみません、今の5件というのは、デイサービスか何かに利用したということですか、グループホームではなくて。

No.247 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
神谷参事。

No.248 ○参事(神谷巳代志君)

デイサービスでございます。
終わります。

No.249 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.250 ○11番(近藤恵子議員)

私も近くで1件知っているんですけども、それが全体で5件あるというのは、ちょっとたくさんあるなと思いますけれども、実際このうちの1件、やっている方に聞いたんですけども、事業をやるために、住宅の改装とかには市からの補助はなかったということですけども、今、東京都のほう、ちょっと規模が大き過ぎるかもしれないんですけども、それもグループホームということで、ちょっとデイサービスとかとは違うんですけども、こういう高齢者のために施設、空き家を利用するときに、補助金を出すという施策がだんだん進んでいます。

もちろん、バリアフリーの件で、国からの助成金もあると思うんですけども、国からの助成金をもらって、そこに合致したところに対しては、さらに東京都がやるというふうに、新しくこの8月から進めていると思うんですけども、豊明でもぜひそういったものを、施策を今後進めていけないかなとは思うんですけども、その辺について、何かお考えがあればお聞かせください。

No.251 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.252 ○参事(神谷巳代志君)

ただいまの議員がご紹介いただいたのは、東京都の民間住宅活用モデル事業でしょうか、高齢者等の要介護者というんですかね、高齢者の方が住むためにルームシェア、要するにグループリビング、ルームシェアをするための改修につきまして、オーナーに補助金が出るものでございますが、現在、国が進めております、サービスつき高齢者向け住宅整備事業というのがございます。

これにつきましては、高齢の単身者とか、高齢の夫婦のみの世帯を対象とした賃貸住宅について、補助が出るというものでございます。

こういった事業との整合性を図りつつ、検討してまいりたいと考えております。

終わります。

No.253 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.254 ○11番(近藤恵子議員)

自分の近くの家でデイサービスを受けれるということは、わざわざバスに乗っていかなくてもいい、また自分の知っている、住み慣れたところで皆さんと一緒に何かできるということで、今後、高齢者が増えていくときに、新しい施設をどんどんつくるのではなく、今あるものを活用していくという意味において、住宅も有効利用できますし、無駄な施設をつくらなくてもいいということで、全体的に流れとして大変いい方向に向かうのではないかと思いますので、ぜひ豊明でも今後進めていっていただきたいと思います。

また、もう一つほかの事例で言うと、地域の活動の場所として、しているところがあるんですけども、実際今、豊明には、地域に集会所とかがない地域が幾つかあると思うんですけども、その辺について、もし空き家があれば、市が中に入って集会所なりに、うまく利用できる施策というのは考えられないのでしょうか。

No.255 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.256 ○参事(神谷巳代志君)

現在、市内には41カ所の集会所と、27カ所の老人憩いの家が整備されておりまして、住民の皆様に活用をされております。

空き家を利用して、集会所にとの、活用とのご提案でございますが、一般的な戸建て住宅は、家族使用が前提に建てられているため、多数の人が集まる集会施設には、そのままでは適しておらず、そのまま利用するには相当規模な改修が必要となってくると思いますので、今すぐの活用は難しいと考えております。

終わります。

No.257 ○議長(安井 明議員)

残り時間が4分少々です。

発言時間に注意願います。

近藤恵子議員。

No.258 ○11番(近藤恵子議員)

このまちの今後とか、そういったことを考えるときに、例えば昭和40年代、50年代に山を切り開いて、豊明にあった森を切り開いて、住宅地をつくったわけですね。

そこが、空き家、空き地になり、そこがそのままほかれていくというのは、やはりこのまちに今後住んでいく者として、そういうところをもっと活用して、今まで切り開いてしまったところ、そこに責任を持って更新していくというのが、私たち議員とか、行政に携わっている人の責任ではないかなというふうに少し思うんですよ。

なので今回、空き家、空き家と言っていますけれども、このまちで今まで切り開いてきてしまったところ、そういったものに対しては、今後やっぱり責任を持ってやるような施策を豊明市の職員が考えてほしいし、多分、高齢化率とかというと、この近隣の中ではここが、一番先に進むと思うんですね。

そのときに、ほかの市町から見て、「ああ豊明は賢いな」、「ああそこには知恵があるな」と思うような施策を、今から皆さんが少しずつ考えていっていただいて、このまちの将来図をつくっていただきたいなという思いがあって、こういった問題を今、提案させていただいています。

ぜひとも、今後このまちの将来、ここにいらっしゃる、議場にいらっしゃる方よりも、できたらもっと下の方に、さっき杉浦議員が若い人ということでしたけれども、やはりもっと若い

方にも、このまちの財産をうまく使っていくような施策を考えていっていただきたいというふうに、皆さんが考えていってほしいと思うので、そういった思いもあって、今回の質問といたしました。

ぜひ、このまちが賢いまち、知恵のあるまちになっていただきたいと思って、今回の一般質問を終わります。

No.259 ○議長(安井 明議員)

これにて、11番 近藤恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後3時25分休憩

午後3時35分再開

No.260 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番 毛受明宏議員、登壇にてお願いいたします。

No.261 ○2番(毛受明宏議員)

議長のお許しをいただきましたので、壇上にて一般質問に入ります。

その前に、通告書のほうの訂正をお願いします。

「ひきづり」の「づ」が、「つ」に点々だどつってしまいますので、「ずる」ほうで、「す」に点々でよろしく願いいたします。

さて、質問に入る前に、6月末からの節目の行事で申し上げますと、友好自治体の豊根村との交流会、愛知県の山間部に当たる豊根村、村民の高齢化と就労による人口の流出に伴う村の活性化と、村外に対する活力ある村のPR、本当に村の一生懸命さが伝わる交流会でありました。

自治体交流団体として少しでもお力添えができれば、また、豊明市もともに活性化が求められればと思います。

次に、愛知県消防操法県大会、2年前の全国メンバーが主流でしたが、確かに大いに期待を持ちました。

結果は残念でありましたが、しかしながら、消防団員の情熱と結束力、消防署員の指導力、劣る面はありません。次期の大会に向けて、成田消防長を中心に、再び「消防の豊明」を目指して頑張っていただきたいと思います。

少々長いですが、次に豊明まつりでは市民の皆様の力が結集し、すばらしい夏まつりとなりました。

そして、私が見るには、市の若手職員で構成する夏まつりブース、俺たちもやるんだ、俺たちが頑張ってるんだと、熱い思いが伝わってきました。今後の活躍も心よりご期待を申し上げます。

そして最後に、豊明市市制施行40周年記念式典、豊明市も早40年。というと、人間でいいますと40歳ということになります。社会的に責任が出て働き盛りの年ごろであります。まず将来をしっかり見据えて、魅力あるまちづくりに取り組むころでもあります。

市民の力、市職員の努力、しっかり融合させて邁進しなければなりません。ともに頑張りましょう。

といったように、行事の多かった夏も過ぎ去り、いよいよ秋へ、そして年末へ向けて加速するころとなってきます。皆様とともに頑張っていかなければと仕切り直しをして、ここから質問に入らせていただきます。

さて今回は、6月議会でも質問をさせていただいた豊明グルメについて、再度質問をさせていただきます。

現在でも「ひきずり鍋」は、鍋だけに限らず、ひきずりを使ったいろいろなメニューとして、商工会を中心に豊明市内の1つの活性化に期待が持たれております。

そのひきずり鍋も、いよいよ本年10月13日に豊川市で開催される「2012 愛知を食べにおいでん祭」で、豊明グルメとして、ひきずり鍋が県内デビューを予定されております。

当日は、地元豊川市、いなり寿司など、県内幾つかの各自治体を代表するグルメが並ぶとのことであり、豊明ももちろんですが、各地が必死に食べ物を売りながら、各地の活性化に励むとのことでもあります。

このようにB-1グランプリを始め、ご当地グルメの定義は、ただグルメイベントではなく、食べ物を提供しながら、食べ物を売るだけでなく、まちを売る、まちおこしイベント、まちの顔を売るイベントであります。

そこで今回は、豊明のひきずりデビューを飾る豊明グルメについて、市のバックアップ、特に動き出す活性化事業豊明グルメに対してPR面の支援について、6月議会に引き続き質問をいたします。

今回は、この1問のみ、豊明グルメの活性化についての質問であります。

以上で壇上での質問を終わります。

No.262 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.263 ○経済建設部長(横山孝三君)

豊明グルメの県内発進についてご答弁申し上げます。

商工会におかれましては、食を使ったまちおこし活動を通じて地域を元気にする団体として、「豊明ひきずり鍋食べらん会」をつくり、「B級ご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会」への入会のエントリーを秋に予定されております。

準会員を経て正会員になり、B-1グランプリへの出展ができるところでございます。

B-1グランプリは、全国への情報発信の機会であります。1人でも多くの方を巻き込んで、地域全体を盛り上げる活動でございます。

商工会におかれましては、B級グルメ設立準備委員会を、平成23年の9月20日に設立されて、毎月1回の会議を重ね、ご当地グルメを「豊明ひきずり」と定められました。

平成24年6月4日に、「B級グルメ・お出かけナイト委員会」を立ち上げ、市職員が委員に加わり、地域おこし事業として計画、実施をしております。

豊明市内においてのPR活動は、商工会設立50周年記念式典及び賀詞交歓会において、「豊明ひきずり」の試食会を行いました。

また、古戦場まつりでは、ひきずりライスバーガー、うどん、ギョーザ、及び豊明夏まつりでは、ひきずり塩焼きそば、うどん、カレーなどを出展され、3品目の販売及びPR活動を実施しております。

第8回、第9回のお出かけナイト事業においても、豊明ひきずり特集を行い、12店舗からスタートをいたしました。

今回、第10回お出かけナイトが、9月1日から9月17日の17日間行われますが、これでは過去最高の18店舗が参加されます。

今後の計画といたしまして、10月13日に豊川市で開催される「2012 愛知を食べにおいでん祭」で、県内デビューを予定しております。

11月の3日、4日の豊明まつりでは、ご当地グルメとして、市役所駐車場において6店舗の出店や、商工会館の駐車場での試食コーナーを予定しております。

年内には、文化会館での仮称イルミネーションイベントにおいて、軽トラック市と豊明ひきずりのお店を開き、販売及びPR活動を行う予定でございます。

今後は、1人でも多くの方を巻き込んで市内全体を盛り上げ、周辺市町村へも周知したいと考えております。

終わります。

No.264 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

毛受明宏議員。

No.265 ○2番(毛受明宏議員)

ご答弁ありがとうございます。

いろいろとB級というか、このグルメというのは、各地方でいろんな活躍というか、まちの顔ということで動き出しておるのは、テレビで見てもご存じのとおりだと思います。

もちろん豊明もそのつもりで、このひきずり鍋ということで発進したわけであります。

豊川というと、初めの発進がちょっと違いますが、いなり寿司。豊明というと、ひきずりということで、やはり出遅れたところも1つあると思います。

この件で、費用というのはやっぱり使えば、それはそれなりのPRができて、効果的だとは思いますが。

しかし、この費用というのは、この議会をやっていてもよくわかるんですが、なかなか続くものではありません。

なので、できるようにやるPRということで、例えば40周年のこの節目の年に、職員の名刺とかをちょっと見さしてもらったときがあったんですが、印刷したシールとか、いろんな面で発信をされております。

それ以上に、まあ私以上に多分、職員の皆様のほうが、ほかの自治体と交流することが多いと思います。お会いすることも多いと思います。なので、この辺は効果的じゃないかなと思います。

そしてもう一つが、やはり名刺というか、インパクトという面でいいますと、私がまさにそのとおりでありまして、まず「毛」に「受ける」と書いて、「メンジョウ」なんて読む人いません。

まずだから、お会いしたときに、このお話をしてから本題に入る。これはもう今現在もそうであります。

そんな名刺も持たなかった学生時代には、読み方から友達をつくらなきゃいけないということで、ちょっと面倒くさいという気持ちもありましたけど、やはり今では、この立場になって特にまた思うんですが、それがインパクトでセールスポイントでもありまして、これは本当に私にとって名字が大きなPRになっているということもあります。そして、県外の方も市外の方も、多く名刺交換をさせていただいております。

そこで、やはりこれから船出をする豊明グルメ、切り離すことは絶対にできない豊明の冠をつけて動き出すことありますので、この際、この40周年と同じ手法になるか、シールをつくって名刺に貼る。

いろんな面でPRをしていくということで考えなければならないなと思いますし、本日の杉浦議員への答弁で小浮副市長が、市役所にも大小数ある、さまざまな封筒にPRが見込めるのではないかと、すばらしいご答弁をいただきましたので、その辺もあわせて、まず経済建設部長の、例えばこういうシールができるのかということと、きょうおっしゃられた封筒の件、この辺のご答弁を願います。

No.266 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.267 ○経済建設部長(横山孝三君)

豊明40周年の市制40周年のシールを、私も名刺に貼っております。そのようなことがございますので、このひきずり鍋のシールを、たしか春日井ではサボテンの絵を描いたやつを貼ったりですとか、瀬戸でしたかね、いろいろ工夫されておりますので、そこら辺を参考にさせていただいて、研究していきたいと思っております。

終わります。

No.268 ○議長(安井 明議員)

小浮副市長。

No.269 ○副市長(小浮正典君)

封筒の部分は、どちらかというと、きちんとした財政収入になるもの、ですから商工会と基本的にはこれはタイアップしてブランド育成をしていかないと思っております。封筒のところは、もう本当に純粋に広告に使ったほうがいいのかというふうに思います。

ブランドをどんどん育成して、もっと市民の中で普及した段階で、市のほうでバックアップを一気にして、ある意味、やはりメディアを活用するというのが、基本的なゴールになるのかなというふうに私は思っています。

簡単ですが、以上です。

No.270 ○議長(安井 明議員)

毛受明宏議員。

No.271 ○2番(毛受明宏議員)

ありがとうございます。

いろいろと使うものによっては、まあ初めからちょっと無理もあるかなと思いますが、やはりメディアという観点では、お得意な分野だと思っておりますので、ぜひですね、豊明ひきずりということで、いろいろご意見も聞きますが、せっかく動き出したので前進あるのみで、お願いしたいと思います。

そして、経済建設部長のほうはシールということでやっていただきます。シールを貼って渡すときに、本当にここを指さして「これひきずりだよ」って、やってくれるぐらいのアクションのほうがいいかなと思いますが、なかなか真剣な話をする前に、そんなふざけた話は難しいと思います。

だけど、本当に豊明ひきずりだぞと、先ほど言ったとおりだと思っておりますので、あわせてお

願いをしたいと思います。

そしてこれも、きょうの小浮副市長の答弁の中から1つ、実は6月に、小浮副市長はまだおられなかったときなんです、学校給食のほうで、きょう、ちょっと思い出しちやっただけです、献立とかメニューでPRということで、たしかお聞きした覚えがあります。

これやっている、やっていないというわけじゃなくて、いろいろとご事情がありますので、どの程度に進んでおるか、今の経過みたいなのがお聞きできればありがたいと思います。

No.272 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.273 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、議員から6月議会でかしのひきずり鍋、学校給食のメニューとして提供して、B級グルメであることを広く学校給食から発信していただきたいということであったかと思えます。

それで現在、給食センターでは県費の栄養職員、栄養職員によりまして、かしのひきずり鍋を子どもたちが食べやすく、まあ好きになるように、好きになるようにというのは、中には鶏肉、鳥肉が苦手な子どももいますので、食べやすく好きになるように、食材や味つけなどの調理の工夫を現在検討して、積み重ねておるところでございます。

今年度も来年1月に学校給食週間というのがございますので、そこで、今回改善して、より食べやすくおいしくなったかしのひきずり鍋、これを給食のメニューとして、提供していきたいというふうにご検討しております。

また、学期ごとに発行します給食だより、こちらのほうでB級グルメである、かしのひきずり鍋はB級グルメであるということは、保護者、関係者に引き続きお知らせしていく予定で考えております。

以上、終わります。

No.274 ○議長(安井 明議員)

毛受明宏議員。

No.275 ○2番(毛受明宏議員)

よろしくお願ひ申し上げますというのと、やはり子どもというのは、うまく取り入れてあげると、すごく大きな何ていうんですかね、PR効果ではないんですけど、物すごく大きなうわさにしていただけたらと思いますので、できれば本当に食べやすいという方向でやっていただけたらいいなと思います。

実は、中央小学校のおやじの会ということで、まだ微力ながら手伝いはしておるんですけど、やはり子どもたちというのは、今年もいろんな関係で夏休みにお手伝いさしていただいたんですけど、こんな小さなことが、本当にこの子に伝わって、この子に伝わると、これぐらいになってしまいますんで、やはりこういう効果ですね、いいほうの効果ですね。

昨日あたり、いじめの問題とかありましたけど、あれじゃなくて、いいほうのほうで広げていただくような努力を、学校給食からお願いしたいということと、やはりB級グルメは学校給食から生まれたところもあるということなので、その辺は絶対にやっていっても損はないと思いますので、あわせてお願いします。

そしてきょう、小浮副市長にはすごいいい答弁をずっとしていただいて、市民課の職員の改善で、何か用紙の名前とかピンク色に変えたとか、いろいろありましたが、これ学生さんという話も1つありました。今の小中学校ももちろんです。

市内には公立高校と私立高校が1つずつありますが、私立高校のほうは、いろんな面で豊明のほうにご協力を「声かけしていただければ」というぐらいのことを、過去に私も聞いたことがあるんですが、多分石川市長も聞いていると思います。

その辺で、このひきずりという観点で、これ学生を使うといいというのは、きょう言っておられましたよね。どうでしょうね、この2つの学校をちょっと動かしてやってみるというのは、小浮副市長はどういうふうに思われますか。

No.276 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.277 ○副市長(小浮正典君)

先日、土曜日、日曜日にナガバノイモチソウが公開されてましたけれども、あちらのほうは豊明高校が近かったので、豊明高校の学生さんの有志の人たちが先生に引率されて、受付といいますか、いろいろ見学に来られた方々をご案内するという、有志でボランティアされていたんですね。

星城高校のほうも、そういったいろんなボランティア的な取り組みというのをやっていたというふうには、私もそれは聞いております。

実は、このブランドの、このひきずりもそうですけれども、いろんな育成をするのだって、やはりまずしないといけないというのは、この豊明市民の中でみんな知っていると。ひきずりってどんなものかと、何回も食べたことがあると。あそこの店がおいしいとか、あそこの店はちょっと変わっていると、そういったものを皆さん誰でも知ってるぐらいのレベルにすると、それが議員がおっしゃるように、子どもさんとか学生とか、いろんなところで口コミで広がると思うんですね。

口コミになってくると非常に強いですね、この力は。要するに、自分の親しい人間から聞く

という情報は、上から押さえつけられて情報を与えられるものと全然違って、この情報というのは強いんですね。

そこまでいくと、市外のほうにもどんどんいって、市外からお客さんが来られると。そういった形になってくると、まあある意味、リピーターとかそういったことも出てくると思うんですね。

そこまで来ると、今例えば、お出かけナイトで参加いただいているのは18店舗ですね。私も3店舗ほど、もう行かしていただいているんですけども、それが要するに、ひきずりを売りにしてお客さんが賑わえば、18店舗だけじゃなくて、ほかの店もどんどんやっていくと思うんです。それはそのほうが儲かるからですよ。

そういった形で広がっていけば、どんどん本当にそれが拡散して行って、先ほど申し上げたように、メディアにも持ち込めるというような状況になってくるのかなと思います。

そこまでいくと、ある意味、市としてもバックアップして、もっとPRを大々的に戦略としてやっていくということの段階にもいくのかなと思うんです。

そういった意味で、議員のおっしゃるように、子どもさんとか学生さんとか、この人たちというのは、ある意味、確固たるネットワーク、情報ネットワークというのを持っていますから、それは非常に大きな武器だと思うんです。

実は明日、商工会と、このブランドのやり方について意見交換という形にさせていただいているので、議員からいただいた高校とか、高校生とか、そういったほうにご協力をお願いできないかと、そういったこともぜひ、私のほうからご意見させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

No.278 ○議長(安井 明議員)

毛受明宏議員。

No.279 ○2番(毛受明宏議員)

ぜひ、よろしくお願い申し上げたいと思います。

やはり言われたとおり、市民の中、市民の中でも、僕の近所でもひきずりとなると、「あの旗は何だ」という方も、まだおられるもんですから、これは大人から入るより子どもから入ったほうが私もいいのかなと、この辺をどうしようかなと。

学校給食はもちろんなんですけど、やはり小中学生、高校生あたりだと、いろいろと携帯電話でメールをやりながら、1人に送れば、もうずうっとつながってしまうようなネットワークを持っていますので、その辺でうまくいけるように、やはりほっておくべき学校ではないと思いますので、ぜひその辺を、商工会ともしっかり話し合ってもらわなきゃいけないんですが、次の光が見えたら進めていっていただきたいなと思いますし、私自身もいろんなところでしゃべっているんですけど、なかなか外でしゃべるには手元にないもんですから、「何だ、何

だ」で終わってしまってますので、この辺のメディアですね、一度、二度ぐらいですか、地方のローカル番組で吉本興業の芸人さんが来ては、やってはおるんですけど、まだまだちょっと不足な面もありますので、その辺を何とかどういうふうにもっていったらいいかというのも、今からの課題となります。

ぜひ市と合わせて、豊明グルメですから、手と手を携えて頑張っていってほしいと願います。

そして、再質問もほとんどないんですが、きょう、いいお答えをいっぱい聞けたもんですからね。

やはり自治体同士戦っていかねばならないというのも、きょう、小浮副市長言われました。これがまさに、これ多分グルメも1つだと思います。本当に共感をいたします。前向きな支援を本当に今後もよろしくお願ひしたいと思います。

そして、石川市長は何て言われるか、ちょっとわからないですけど、やはりトップとなってセールスをするというのは、これ以上に力強いものはないと思います。

いろいろとお考えがあると思います。この以前にでもお話は聞いておりますので、一度、石川市長にこの件についてご意見をいただきたいと思います。

No.280 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.281 ○市長(石川英明君)

基本的には、部長が言われたり、副市長が言ったのが、統一の見解になろうというふうに思いますね。

1つ、話は少し違いますが、前にも以前触れたことがありますよね。大脇の梯子獅子ですね。

これはパンフレットができてます。これを尾張管内の首長に話をしたら、やはり一度ぜひ見てみたいという、それがまだ実現はしてないんですが、僕自身は今、皆さんは、これをつくりあげてきた皆さんもそうですね。もちろん、できれば僕も頑張っていきたいと思うんですが、率直に開発途上の途中であろうというふうに思うんですね。

ですから、このことをB-1でいくのか、豊明グルメでいくのか、もう少し見守りながら、そして発進をしていきたいというふうに思いますね。

この辺がやはり重要だというふうに思ってますので、以上です。

No.282 ○議長(安井 明議員)

毛受明宏議員。

No.283 ○2番(毛受明宏議員)

はい、ありがとうございます。

6月よりすごく進歩があったお答えをいただけて、6月は何かもうこのままやめたほうがいいのかというぐらいのようにも聞こえた、ちょっと耳でしたが、間違いかもしれません。失礼いたしました。いろいろと動き出した船ということで、ご支援をいただけると受けとめております。

そして先ほど、私に答弁にあった「軽トラ市情熱マーケット」のイルミネーションですね、仮称の、そのあたりとか、豊明まつりとかもPRをするということでもありますので、ぜひとも前に一歩ずつ進むようによろしく願います。

そしてもう一つ活性化というと、11月29日に「情熱マーケット軽トラ市」ということで、若手のほうはしっかり準備万端で構えておると思っていますので、やはりこの辺を行政もしっかり見てください、できるところは支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして最後に、これで私からの言葉だけで終わりますが、実は、こういう活性化について、議員になってから多分、半分ぐらいやっていると思うんですが、よくその件で産業振興課へ私は足を運ぶんですが、やはり産業振興課の中でも商業と農業と分かれていて、少し職員の数が、活性化ということでやるのに、職員がちょっと足りないんじゃないかなと思ひます。

これは将来につながることでありますので、どうもやっぱり見ていて、横山部長は全てやらなきゃいけない人ですよ。課のほうへ戻ると成田課長ですか、あの方は農業も商工もやらなきゃいけない。いざ見てみると、職員がいない状態というふうにしかとれないもんですから、この辺もちょっと考えてほしいなと思ひます。

産業振興課というのは、昨日から答弁にあった新左山、まだまだ今からやらなきゃいけない豊山工業団地もあります。ひまわりバスもちろんありますので、重要なポイントを持つ課と私は思っております。

なので、この人数でいいのかというところも疑問がありますので、今後、考えていっていただきたいと思ひます。

そして、きょうの件も一歩ずつということでもあります。一気に百歩も進めれるような時代ではないと私も考えておりますけど、やはり一歩一歩確実に、そして大切に、将来の豊明の組み立てをしなければならない、ちょうど40周年の時代だと思ひますので、その辺の組み立てにはこのご時世、大変ご苦勞もあると思ひますが、どうぞ活性化にもう少し力を注いでいただき、未来の豊明をつくりましょう。一緒に頑張りましょう。

以上で終わります。

No.284 ○議長(安井 明議員)

これにて、2番 毛受明宏議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明9月5日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後4時6分散会

copyright(c) Toyoake City.